

大田区業務継続計画

- 震災編 -

平成30年4月



制改定管理表

版番号	制定/改定日	制定/改定内容/理由
1.0	2011.03.10	第1版を制定
2.0	2018.04.11	平成28年度に実施した優先通常業務調査、資源調査並びに地域防災計画の内容を踏まえ修正

大田区業務継続計画（BCP）震災編

目 次

第1章	大田区業務継続計画に係る基本事項	1
第1節	区業務継続計画策定の必要性	1
第2節	業務継続計画策定の意義	2
第3節	計画の目的	3
第4節	計画の位置づけ	3
1.	区BCPの位置づけ	3
2.	防災計画等との関係	3
第5節	計画の基本方針	5
第6節	計画の対象と構成	5
1.	計画の対象	5
2.	計画の構成	6
第2章	被害の想定等	7
第1節	前提とする地震とその揺れ	7
1.	前提とする地震と発生条件	7
2.	揺れによる震度分布	8
第2節	被害想定	9
1.	区の被害等全般の想定	9
2.	区役所機能に及ぼす被害の想定	11
第3節	職員の参集予測	18
1.	職員参集の想定	18
2.	参集可能人数	18
第3章	業務継続に必要な態勢の確立	21
第1節	災害対策本部の設置	21
第2節	体制の確立	22
1.	職員の配備	22
2.	本部設置時の運用体制の確立	23
第3節	執務環境	25
1.	本部組織の運用のための執務環境の整備について	25
第4章	区が実施する非常時優先業務	26
第1節	非常時優先業務の選定	26
第2節	非常時優先業務の設定概要	26
1.	業務区分	26
2.	対象時期	27
3.	目標の設定	27
第3節	区が実施する非常時優先業務	28

1. 非常時優先業務数の選定結果.....	28
2. 主な非常時優先業務	31
第5章 事前対策計画.....	59
第1節 非常時優先業務遂行上の課題と対策の方向.....	59
第2節 各項目に対しての現状と課題及び対策の方向.....	60
1. 態勢について	60
1-1. 初動態勢の確保	60
1-2. 対策本部等の運用態勢の確保.....	60
1-3. 受援体制の構築	61
2. 執務環境について	62
2-1. 耐震化の実施	62
2-2. 執務室の安全対策.....	63
2-3. 代替施設の検討	64
2-4. 電力の確保.....	64
3. 情報システム機能の確保	65
4. 組織的な災害対応能力の向上について	66
4-1. 教育・訓練計画の策定.....	66
4-2. 教育・訓練の機会の確保.....	67
第6章 参考	68
第1節 計画の運用に係る基本事項	68
1. 業務継続管理（BCM）について.....	68
2. 教育・訓練について	68
第2節 災害時行動計画	69
1. 災害時行動計画について	69
2. 内容維持の留意点	69
第3節 用語集.....	70

第1章 大田区業務継続計画に係る基本事項

第1節 区業務継続計画策定の必要性

近年、首都地域の直下を震源とするマグニチュード（M）7クラスの大規模地震（以下「首都直下地震」という。）の発生の切迫性が指摘され、南関東における今後30年以内の発生確率は70%との見解が発表されている。

また、このような首都直下地震が発生した場合、膨大な人的・物的被害の発生とともに、首都中枢機能に障害を与え、我が国全体の国民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれが指摘されている。

このため国では、「市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年5月）」や「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月）」等を策定することで、大規模地震災害に対して区市町村の取り組みを支援している。また、東京都においても事業継続の重要性の認識を踏まえ、都民の生命や生活の保護として機能の維持を図り、震災発生時における都の業務を円滑に遂行するための事前対策として首都直下地震を想定した「都政のBCP（東京都事業継続計画）〈地震編〉」を策定し、平成20年11月に公表したところである。

首都直下地震発生状況下では、大田区役所自体も、庁舎及び区管理施設等に被害が生じる。更には、区職員が被災したり、交通機能のマヒ等によって、職員の参集が困難になるなどの影響が生じ、区の行政機能が十分に確保できなくなることも予想される。

しかし、例えば大規模な震災に見舞われる状況下におかれても、区民の生命・身体及び財産を保護し、区民生活の維持をはじめとした生活環境や経済活動を守ることは、極めて重要な区の責務であり、区の機能低下を最小限に留めるべく、区民生活に不可欠な行政サービスを継続しなければならない。

そのため、震災が発生した場合に区が最優先に行うべき業務を事前に定め、迅速かつ的確な応急対策を講じつつ、短期間で事業の復旧を図り、「危機に強い大田区」を実現するための対策として「大田区業務継続計画」を策定するものである。

第2節 業務継続計画策定の意義

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）は、危機発生時であっても組織としての社会的役割や責務を果たすべく、その機能を確保するとともに、中断が許されない業務又は中断したとしても早期復旧・開始を必要とする業務（＝非常時優先業務）について、継続又は早期復旧・開始させるため、事前にその対応の考え方と、準備として取り組むべき対策事項を計画化したものである。

業務継続計画に基づく事前対策や事後対応を図ることにより、図1-1に示すように、非常時優先業務を確実に継続又は早期復旧・開始することが可能となる。

また、被害の影響の最小化を図ることにより、区民に対する適切な行政サービスの提供を継続することが可能となる。

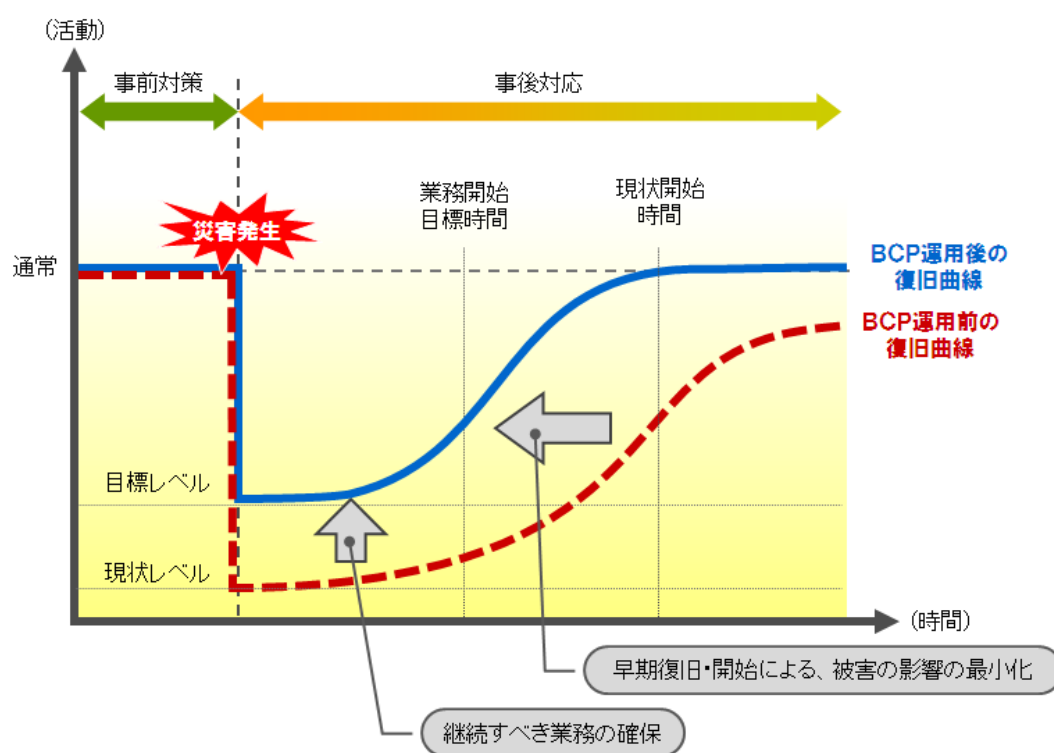


図 1-1 業務継続計画（BCP）の運用による効果

第3節 計画の目的

「大田区業務継続計画（震災編）」（以下「区BCP（震災編）」という。）は、大規模地震発生時に、区民の生命・身体及び財産を守り、区の社会機能を維持すること、更には、「危機に強い大田区」の実現に向けた平時からの対策を図ることを目的としている。

第4節 計画の位置づけ

1. 区BCPの位置づけ

区では、これまで災害対策基本法に基づき、「大田区地域防災計画」（以下「区地域防災計画」という。）に加え、各部ごとに応急対策及び復旧業務の実施要領を整理した「災害時業務計画」、災害対応から復興までの実施手順を総合的に整理した「大田区災害時行動計画（電子マニュアル）」を整備している。

区BCP（震災編）は、区地域防災計画に基づく対応面の実効性を確保するとともに、区の対応力の向上を図るための計画として、図1-2のとおり位置づけられる。

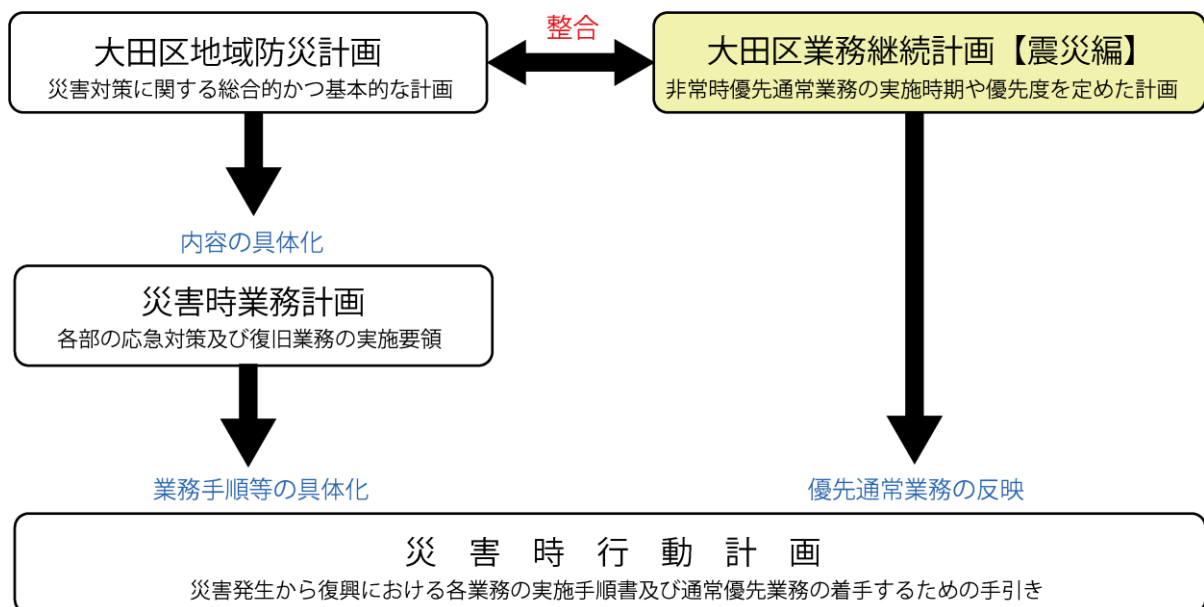


図 1-2 BCP関係文書の枠組み(概要)

2. 防災計画等との関係

(1) 地域防災計画との関連

区地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、区の処理すべき事務又は業務を中心として、都及び指定地方行政機関等が区の地域に関して処理する事務又は業務を包含する計画として策定されており、震災に関する災害予防、災害応急対策、復旧・復興対策

等について、総合的かつ基本的な取り組みを定めている。同計画は、首都直下地震の被害想定で示されている人的・物的被害を踏まえ、区各部として実施すべき業務内容の全てを計画に定めているが、必ずしも区庁舎や職員が被災することを前提としたものとはなっていない。

また、通常時に実施している各種業務に関し、震災時でも継続する必要がある業務については対象としていない。

一方、区BCP（震災編）は、区の処理すべき事務又は業務について、その実施の優先度を考慮して策定された計画である。行政自体にも甚大な被害が生じ、十分な機能の確保が図れない可能性があることを前提にし、区地域防災計画で対象としている業務や通常時に実施している各種業務を対象に、非常時に優先的に実施すべき業務を絞り込んだものであり、区地域防災計画の実効性を担保するものである。

それぞれの特性を簡単にまとめると、表1-1「区地域防災計画と区BCP（震災編）との比較表」のとおりとなる。

表 1-1 区地域防災計画と区BCP（震災編）との比較表

項目	区地域防災計画	区BCP（震災編）
位置づけ	震災対策に関する総合的かつ基本的な計画	震災対策及び区の業務から発災後に実施する業務について、実施時期や優先度を定めた計画
業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防対策業務 ・ 応急対策業務 ・ 復旧対策・復興業務（一部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先度の高い通常業務 ・ 応急対策業務
計画団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区 ・ 区民 ・ 防災関係機関 ・ 事業者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区
計画期間	予防～応急、復旧・復興	事前対策＋発災～1ヵ月程度
焦点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の人的・物的被害の発生を前提（行政の被災は想定しない） ・ 区各部として実施すべき業務内容の全てを計画化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の人的・物的被害の発生に加え、区内の行政機能の確保が困難な状況を前提 ・ 実施すべき業務の優先度を考慮し計画化 ・ 業務の開始目標を設定

第5節 計画の基本方針

区BCP（震災編）は、次の方針をもって策定する。

- 方針1 区が被害を受け、行政機能に直接的に重大な影響が及ぶこと、また、その被害が最も甚大で最悪のケースとなる地震の発生を前提とし、その被災状況の中でも対応が可能な計画とする。
- 方針2 対応において、活用できる資源に制限が生じる可能性を考慮し、あらかじめ優先すべき業務（非常時優先業務）が絞り込まれた計画とする。
なお、非常時優先業務は、震災時でも継続又は早期復旧・開始すべき「通常業務」と、新たな行政需要として生じる「応急対策業務」があることを踏まえ、選定する。
- 方針3 震災時に、誰が、いつ、何を、どのような資源を持って実施すべきかが一見できるように、非常時優先業務ごとに、対応主体、業務開始目標時間、業務内容及び業務実施のために不可欠な資源を洗い出し、設定した計画とする。
- 方針4 平常時の区組織や分掌事務の改正、区地域防災計画に反映した新たな対策や業務を反映し、区BCP（震災編）の課題と対策の状況を随時検証することで実効性のある状態を継続する。

第6節 計画の対象と構成

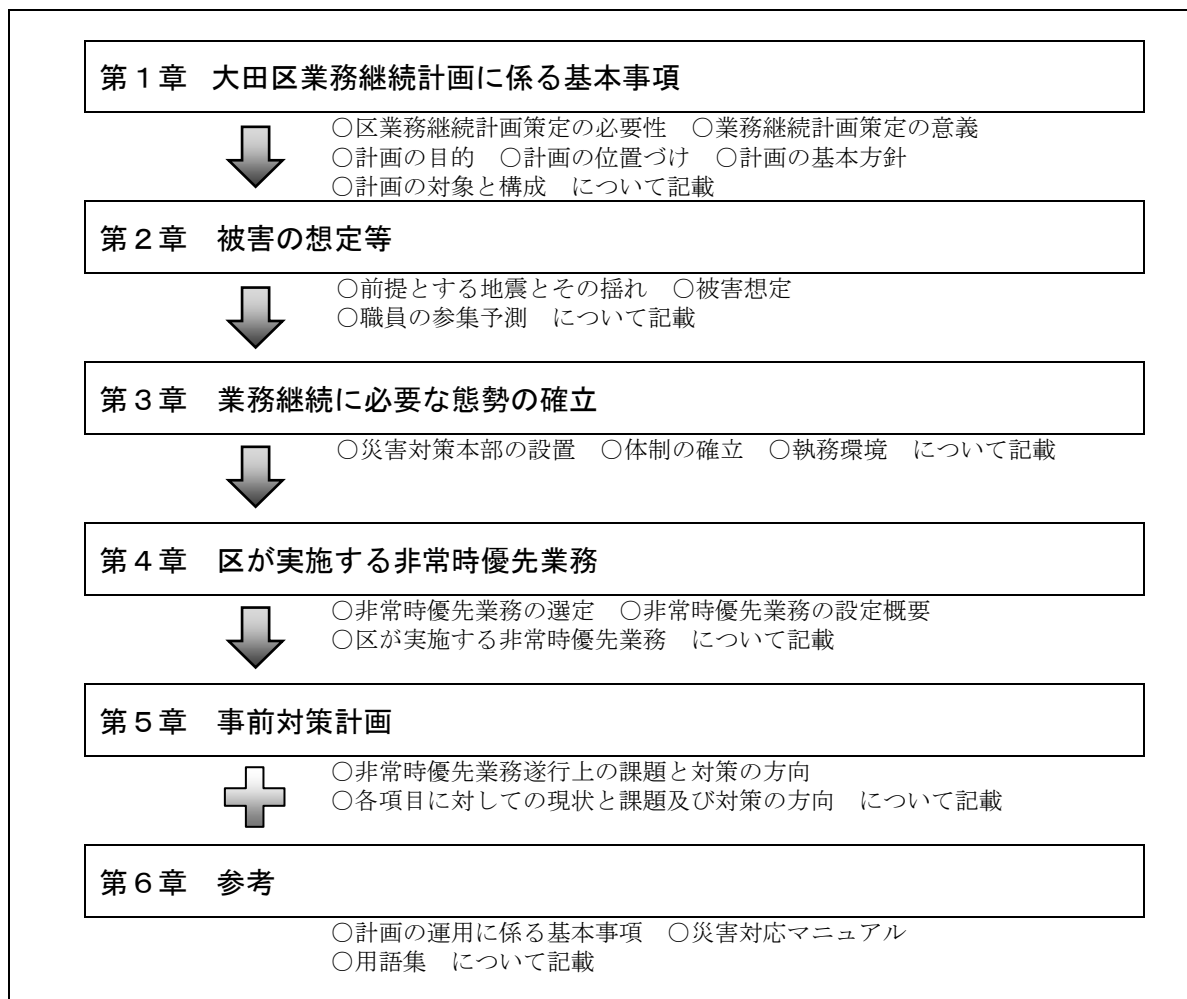
1. 計画の対象

計画の対象機関は区であり、主として区が実施する業務を対象とする。

なお、区では、業務の一部を外部業者や指定管理者などの事業者へ委託し、実施しているが、これらの事業者は、本計画の対象範囲外とする。

2. 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。



第2章 被害の想定等

第1節 前提とする地震とその揺れ

1. 前提とする地震と発生条件

区BCP（震災編）の前提とする地震は、平成24年4月に東京都防災会議が発表した「首都直下地震による東京都の被害想定」における「東京湾北部地震」とする。

その地震の発生条件は、次表のとおりである。

表 2-1 地震の条件及び発生条件

項目	条件
震源	東京湾北部
規模	マグニチュード (M) 7.3
震源の深さ	約 25 km
発生時期	季節・時刻冬の夕方 18 時
気象条件	風速 8 m / s

前提となる地震は、区が最も甚大な被害を受けることが想定され、区の業務継続にも重大な影響を与えると考えられる地震を対象としている。

また、地震の発生時期は、最も厳しい条件で設定することを基本とし、職員の多くが職場にいないため、対応に最も支障が生じるものと判断される日時、区が受ける被害量が最大となり、火災の広がり最も懸念される状況を想定するものとした。

2. 揺れによる震度分布

前提とする「東京湾北部地震」が発生した場合、大田区では、震度6強の地域が区域全体の約93%、震度7の地域が区域全体の約1%に広がることが想定されている。

なお、東京都区部の震度6強の範囲では、区部全体の約70%、震度7の範囲は0.2%と想定されている。大田区内では、より大きな揺れが発生する地域の範囲が広いことがわかる。

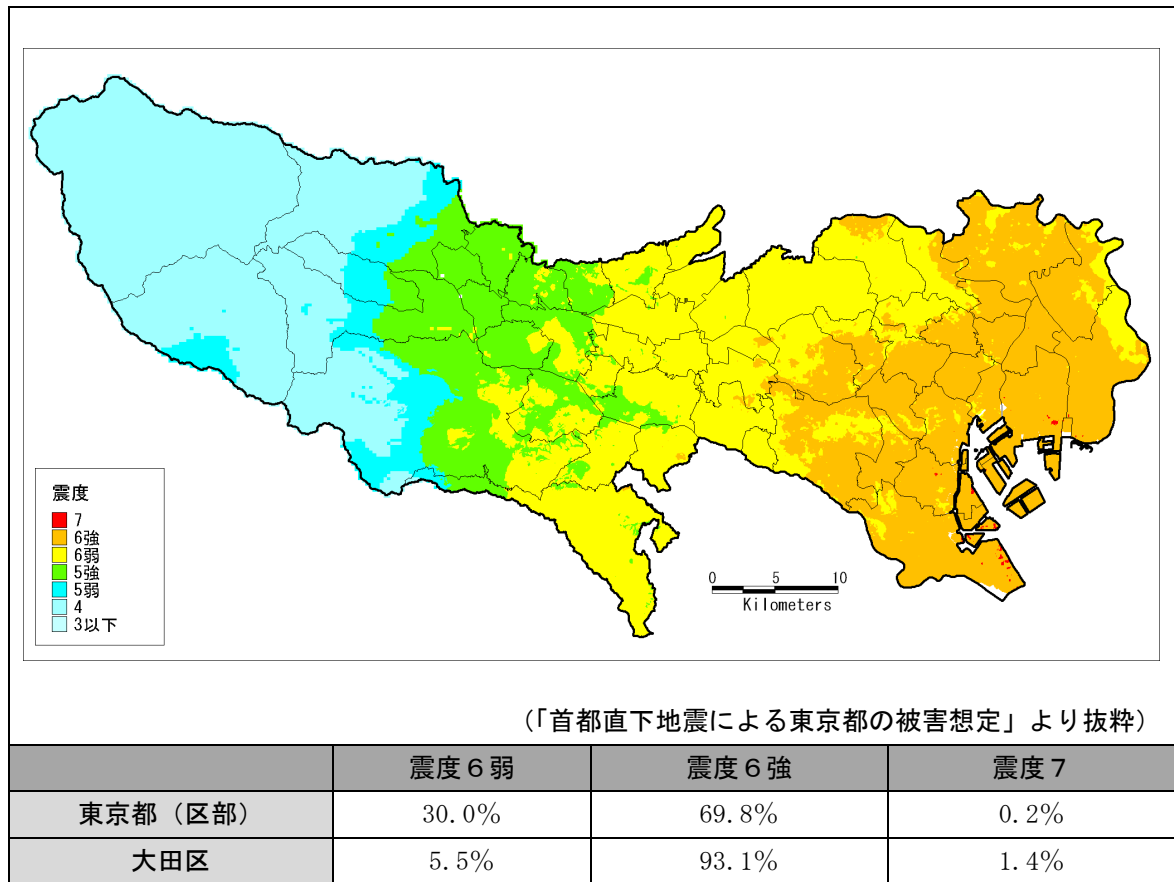


図 2-1 東京都と大田区の想定震度分布 (M7.3)

第2節 被害想定

1. 区の被害等全般の想定

前提とする「東京湾北部地震」が発生した場合の区内における人的被害、建物被害、ライフライン被害と復旧、その他の区内の被害発生の想定は、次のとおりである。

(1) 人的被害

表 2-2 想定される人的被害

項 目	死者	負傷者	
		うち重傷者	
ゆれ液状化による建物全壊	424 人	7,387 人	1,000 人
急傾斜地崩壊による建物全壊	4 人	5 人	3 人
地震火災	642 人	2,908 人	811 人
ブロック塀	3 人	101 人	39 人
落下物	0 人	11 人	1 人
合 計	1,073 人	10,412 人	1,855 人

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わないことがある。

(2) 建物被害

表 2-3 想定される建物被害

項 目	棟 数	備考
ゆれ液状化・火災などによる建物全壊棟数	43,326 棟	
ゆれによる建物全壊棟数	10,856 棟	
内訳		
木造	9,656 棟	
非木造	1,199 棟	
急傾斜地崩壊	65 棟	
液状化	187 棟	
地震火災	32,218 棟	出火件数：68 件

(3) ライフライン全般被害

表 2-4 想定されるライフライン全般被害

項 目	被害率		
	区内	都内全般	
電 気（停電率）	36.8%	17.6%	
通 信（不通率）	23.9%	7.6%	
ガ ス（供給停止率）	21.6%～ 100%	26.8%～ 74.2%	

項 目	被害率		
	区内	都内全般	
上水道（断水率）	67.9%	34.5%	
下水道（下水道管きよ被害率）	30.3%	23.0%	

(4) その他、区内の被害状況

1) 道路

震度6強などの地域では、沿道建物の倒れ込みによる細街路の閉塞が想定される。

なお、多摩川、国道246号線及び環状7号線を結ぶ内側の区域は、全面車両通行禁止となるため、大田区内の全域にわたって車両通行ができなくなる。

また、緊急交通路として、区内の第一京浜、第二京浜、首都高速1号線、高速湾岸線が対象となっており、全線車両通行止となる。

2) 鉄道

震度6強エリア内では、線路上の一部でゆがみや段差被害が生じる箇所がある。

なお、震度6強エリアでは、発災当日から3日目まで、約8割程度が不通となる。

また、震度6弱エリアでは、当初不通となるが、地震発生から1日後以降に鉄道が段階的に復旧する。

3) 橋梁

橋脚については、耐震化が進んでおり、落橋や橋の変形などの大被害はほとんど発生しないと想定される。

4) その他

帰宅困難者等が、最大で約17万人程度発生するほか、区内のエレベータ内での閉じ込めが約400台程度発生することが想定される。

2. 区役所機能に及ぼす被害の想定

庁舎等の建物倒壊危険や施設内の被害、基幹情報システム類に係る被害、ライフライン等の被害発生に関する想定は、次のとおりである。

(1) 建物倒壊危険

表 2-5 想定される建物倒壊危険

建物名	施設基本仕様		想定内容		備考	
	構造	耐震性能	想定震度	耐震ランク		
大田区役所 (本庁舎)	S造一部 SRC造	有 (新耐震)	6強	A1		
大田区産業プラザPIO (産業経済部庁舎)	S造一部 SRC造	有 (新耐震)	6強	A1		
ニッセイアロマスクエア (教育委員会庁舎)	S造	有 (新耐震)	6強	未診断		
地域庁舎	大森地域庁舎	SRC造	有 (新耐震)	6強	A1	
	調布地域庁舎	RC造	有 (新耐震)	6強	A1	
	蒲田地域庁舎	S造一部 SRC造	有 (新耐震)	6強	A1	
	糺谷・羽田地域庁舎	RC造	有 (新耐震)	6強	A1	
特別出張所	大森東特別出張所	RC造	有 (新耐震)	6強	A1	
	大森西特別出張所	RC造	有 (旧耐震)	6強	A2	耐震改修実施済
	入新井特別出張所	SRC造	有 (新耐震)	6強	A1	
	馬込特別出張所	RC造	有 (新耐震)	6強	A1	
	池上特別出張所	RC造	有 (新耐震)	6強	A1	
	新井宿特別出張所	鉄筋ラーメン	有 (新耐震)	6強	A1	
	嶺町特別出張所	RC造	有 (新耐震)	6強	A1	
	田園調布特別出張所	RC造	無 (旧耐震)	6強	B1	
	鵜の木特別出張所	RC造	有 (新耐震)	6弱	A1	

建物名	施設基本仕様		想定内容		備考	
	構造	耐震性能	想定震度	耐震ランク		
特別出張所	久が原特別出張所	RC造	有 (新耐震)	6強	A1	
	雪谷特別出張所	RC造	有 (新耐震)	6弱	A1	
	千束特別出張所	RC造	有 (旧耐震)	6強	A2	
	糺谷特別出張所	RC造	有 (新耐震)	6強	A1	
	羽田特別出張所	RC造	有 (旧耐震)	6強	A2	一部改修済
	六郷特別出張所	RC造	有 (新耐震)	6強	A1	
	矢口特別出張所	RC造	有 (旧耐震)	6強	A2	
	蒲田西特別出張所	RC造	無 (旧耐震)	6強	B1	
	蒲田東特別出張所	S造一部 SRC造	有 (新耐震)	6強	A1	

表 2-6 耐震性ランクの評価基準について

耐震ランク	判断基準	対応
A1	新耐震基準の建物。	耐震性能を満たしている。
A2	旧耐震診断基準の建物で、耐震診断の結果、耐震性能を有する建物及び耐震補強を実施したもの。	耐震性能を満たしている。
B1	旧耐震基準の建物で、 I_s 値が 0.3 以上 0.6 未満のもの。	今後、耐震改修又は改築等を実施。
B2	旧耐震基準の建物で、 I_s 値が 0.3 未満のもの。	今後、耐震改修又は改築等を実施。
対象外	旧耐震基準の建物で、耐震診断対象外のもの。	
未診断	旧耐震基準の建物で、民間等建物を借用等している区施設で、耐震診断を行っていないもの。	

(2) 各庁舎内の施設被害

被害状況を踏まえ、区庁舎の復旧が一般よりも優先されることを前提に、被害を整理した。なお、大森地域庁舎は、区の基幹情報システムを存置していることから被害想定を実施することとした。

1) 本庁舎（震度6強で想定）

表 2-7 想定される庁舎施設被害 <本庁舎>

想定項目		使用可否 (最大停止期間※1)	想定内容
執務環境		使用可	○PC、OAなどで未固定の機器類や家具類については、移動・倒壊する。 ○未固定の機器類については、移動・倒壊する。 ○書類等は散乱する。
エレベータ		一部使用可 (3日間)	○地震の初期微動を感知し、最寄り階に停止。 ○強い揺れにより、一旦停止。 ○災害用非常発電からの電力供給により、中央5号機のみ運転。
電 気	全 般	一部使用可※2 (3日間)	○発災直後は断線などにより電力供給が中断。 ○災害用非常発電からの電力供給対象のみ使用可。 <供給対象> コンセントの一部、照明の一部、ポンプの一部及びエレベーターの一部。
	コンセント	一部使用可 (3日間)	○災害用非常発電からの電力供給により、次の対象で使用可。 <供給対象> 9階：防災無線室内壁付（4ヶ所） 8階：電話交換室（留守番電話用1ヶ所） 7階：住宅課・都市開発課事務室内（3ヶ所） 5階：区長室、副区長室壁付き、庁議室、準備室内、防災情報処理室（全ての電源） 4階：国民年金課事務室内（2ヶ所）、納税課事務室内（1ヶ所）、 2階：会議室（旧レストラン） 地下1・2階：約半数
	照 明	一部使用可 (3日間)	○災害用非常発電からの電力供給により、次の諸室で点灯。 <供給対象> 9階：経理管財課の一部（1列）、防災無線室 8階：戸籍住民課事務室の一部（1列） 7階：住宅課・都市開発課（2列） 6階：地域振興課（2列）、 教育総務課 （1列） 5階：区長室、副区長室、区長室ホール、特別会議室、庁議室、防災情報処理室、防災危機管理課事務室 4階：国民年金課（2列）、納税課（2列） 3階： 保健所保健衛生課 の一部（1列） 2階：吹き抜けダウンライト、会議室（旧レストラン） 1階：南北ロビー、受付上ダウンライト、防災センター、宿直室、職員用通用口通路 地下1・2階：地下駐車場（約60%） ※非常階段の照明1階から11階では中央北側、地下4階から地下1階では中央が点灯

想定項目		使用可否 (最大停止期間※1)	想定内容
ガス		使用不可 (30日間)	○ガス供給停止により、レストラン等の厨房でのガス器具が使用不可
上水道		使用可※3 (15日間)	○断水時は受水槽保有量分を全フロアで使用可
下水道		使用可※3 (15日間)	○雑用水槽保有量分を全フロアで使用可
空調		一部使用可 (3日間)	○災害用非常発電からの電力供給により、地上階Bブロック系統のみ稼働
トイレ		一部使用可 (15日間)	○地下2階・地下1階・1～9階の中央男女トイレは使用可 ○事務室側トイレは使用不可
PC・OA機器		一部使用可 (3日間)	○未固定の機器類は、移動・倒壊・落下により、一部破損（全庁舎のパソコンの50%程度故障） ○災害用非常発電から電力が供給されていない事務室内の機器は使用不可
電 話	災害時優先電話	一部使用可 (3日間)	○外線・内線・FAXとも通話可能で、発信は災害用優先電話（29本指定）で可能 ○ただし、停電とともに使用が限定、電気復旧後に使用可
	一般	使用不可 (3日間)	○停電とともに使用不可、電気復旧後も、輻輳により繋がりにくい期間が続く ○以降順次復旧し、2週間程度で復旧
	携帯	一部使用可	○輻輳により繋がりにくい期間が続く ○メールは遅延するが利用可能
インターネット		使用不可 (3日間停止)	○停電とともに使用不可、電気復旧後に使用可
その他、施設周辺		使用可	○壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが倒れる

※1 最大停止期間：想定項目に係る機能が復旧するまでに要すると想定されている最大の期間。

なお、最大停止期間は、東京都被害想定における想定結果の概要の「ライフライン被害と復旧」の項に示されている復旧日数を踏まえて設定している。

※2 災害用非常発電により3日間使用可。

※3 保有量がなくなった時点で使用不可。

2) 大森地域庁舎（震度6強で想定）

表 2-8 想定される庁舎施設被害 <大森地域庁舎>

想定項目		使用可否 (最大停止期間※1)	想定内容
執務環境		使用可	○未固定の機器類については、移動・倒壊する ○書類等は散乱する
エレベータ		使用不可	○地震の初期微動を感知し最寄り階に停止 停電より使用不可
電気	全般	一部使用可※2	○発災直後は断線などにより電力供給が中断 ○災害用非常発電からの電力により供給対象のみ 使用可能 <供給対象> コンセントの一部、照明の一部、ポンプ関係
	コンセント	一部使用可 (3日間)	○災害用非常発電からの電力供給により、次の対 象で使用可 <供給対象> 5階：サーバ室、CVCF室、運用管理室
	照明	一部使用可 (3日間)	○災害用非常発電からの電力供給により、次の諸 室で点灯 <供給対象> 5階：運用管理室
ガス		使用不可 (50日間)	○ガス供給停止によりガス器具が使用不可
上水道		使用可※3 (30日間)	○断水時は受水槽保有量分を全フロアで使用可
下水道		使用可※3 (30日間)	○雑用水槽保有量分を全フロアで使用可
空調（全般）		一部使用可 (3日間)	○災害用非常発電からの電力供給対象のみ使用可 可能 <供給対象>情報システム課サーバ室内

想定項目		使用可否 (最大停止期間※1)	想定内容
情報システム課に設置してある機器類	サーバ	一部使用可 (1週間～1ヶ月程)	○サーバが収納されているラックは、躯体にアンカーで固定措置対応済みのため、転倒の恐れは低い。但し、強振動によるディスク故障により、正常稼動しない可能性がある ○床板固定のサーバ、ディスプレイ及びプリンタ類が転倒する恐れがある
	パソコン等	一部使用可 (2週間)	○未固定の機器類は、振動・落下により、一部破損(情報システム課のパソコンの50%程度故障) ○災害用非常発電から電力が供給されない事務室内の機器は使用不可
	マシン室 空調	使用不可 (6日間)	○災害時には災害用非常発電で電力をまかなうが、災害用非常発電の電力容量に応じた運転となる
PC・OA機器 (全般)		一部使用可 (6日間)	○未固定の機器類は、振動・落下により、一部破損(全庁舎のパソコンの50%程度故障) ○災害用非常発電から電力が供給されない事務室内の機器は使用不可
電話	内線	使用不可 (6日間)	○停電とともに使用不可、電気復旧後に使用可
	一般	使用不可 (6日間)	○停電とともに使用不可、電気復旧後も、輻輳により繋がりにくい期間が続く
	携帯	一部使用可	○輻輳により繋がりにくい期間が続く ○メールは遅延するが利用可能
ネットワーク		使用不可 (4日程度)	○公衆回線を利用しているため、一定期間拠点間の通信が不可能となる。
その他、施設周辺		使用可	○壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが倒れる

※1 最大停止期間：想定項目に係る機能が復旧するまでに要すると想定されている最大の期間。

なお、最大停止期間は、東京都被害想定における想定結果の概要の「ライフライン被害と復旧」の項に示されている復旧日数を踏まえて設定している。

※2 情報システム用の災害用非常発電は3日間使用可。

※3 保有量がなくなった時点で使用不可。

(3) 想定される庁舎施設使用の可否イメージ<本庁舎>

表 2-9 想定される庁舎施設使用の可否イメージ <本庁舎>

発災後の経過時間		直後 ～ 24時間	24時間 ～ 48時間	48時間 ～ 72時間	72時間 ～ 1週間	1週間 ～ 2週間	2週間 ～ 1ヶ月
執務環境		■	■	■	■	■	■
エレベータ		■	■	■	■	■	■
電気	全般	■	■	■	■	■	■
	コンセント	■	■	■	■	■	■
	照明	■	■	■	■	■	■
ガス		■	■	■	■	■	■
上水道		■	■	■	■	■	■
下水道		■	■	■	■	■	■
空調		■	■	■	■	■	■
トイレ		■	■	■	■	■	■
PC・OA機器		■	■	■	■	■	■
電話	災害時優先電話	■	■	■	■	■	■
	一般	■	■	■	■	■	■
	携帯	■	■	■	■	■	■
インターネット		■	■	■	■	■	■
その他、施設周辺		■	■	■	■	■	■
情報システム関係	パソコン	■	■	■	■	■	■
	基幹システム	■	■	■	■	■	■
	各部固有システム	■	■	■	■	■	■

■ 使用可能

■ 一部使用可能

第3節 職員の参集予測

1. 職員参集の想定

勤務時間外に大規模地震が発生した場合を想定して区であらかじめ定めている参集に係る規定を踏まえ、全職員の住所データをもとに、「東京湾北部地震」が発生した場合の参集可能な職員数を算定した。

なお、「参集予測の考え方」については、資料5のとおりである。

2. 参集可能人数

各部署への職員の参集状況及びあらかじめ定められた参集拠点への職員の参集状況の推定数は、表2-1 1「全体と主要部署別参集予測状況一覧（累積）」、表2-1 2「本庁舎、地域庁舎、特別出張所、その他施設等の職員の参集予測状況（累積）」のとおりである。

また、休職等により参集が困難な職員については、「参集不能」として算出している。

なお、「部別」及び「参集拠点別」の職員の参集（累積）予測状況の詳細は、資料6及び資料7のとおりである。

表 2-1 0 職員における被災等の影響から生じる参集不能の割合（概要）

参集不能となる要素	期間		
	1時間から24時間	24時間から3日	3日から7日
自宅の焼失、全半壊	26.9%	—	—
家族の安全確保等	上記に含む	15.2%	—
職員の死亡又は重傷	上記に含む	2.7%	2.7%
現場での救助活動	5.5%	—	—
合計	32.4%	17.9%	2.7%

表 2-11 全体と主要部署別参集予測状況一覧（累積）

部署名	合計	1時間	3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	7日	参集不能	
危機管理監（防災危機管理課）	20	2	9	9	11	13	16	16	19	0	
災対企画経営部	174	7	47	70	90	116	141	142	169	0	
災対総務部	172	7	55	74	92	114	141	141	167	0	
災対地域力推進部	298	9	89	137	160	197	244	245	290	0	
災対観光・国際都市部	59	5	18	24	30	39	48	48	57	0	
災対区民部	316	15	89	135	169	209	259	259	307	0	
災対産業経済部	29	1	7	11	16	20	24	24	28	0	
災対福祉部	665	26	189	292	354	434	545	546	647	0	
災対健康政策部	227	12	62	101	123	149	186	186	221	0	
災対こども家庭部	1,064	72	460	580	650	713	869	869	1,030	5	
災対まちづくり推進部	178	6	50	71	89	116	146	146	173	0	
災対都市基盤整備部	242	5	67	91	123	162	199	199	235	0	
災対環境清掃部	375	10	68	112	143	239	306	308	365	0	
災対教育総務部	2,618	63	671	1,122	1,481	1,739	2,129	2,129	2,523	25	
全体	参集人数	6,437	240	1,881	2,829	3,531	4,260	5,253	5,258	6,231	
	参集率	100%	3.7%	29.2%	43.9%	54.9%	66.2%	81.6%	81.7%	96.8%	

※7日目においても、死傷により参集ができない職員を想定している。

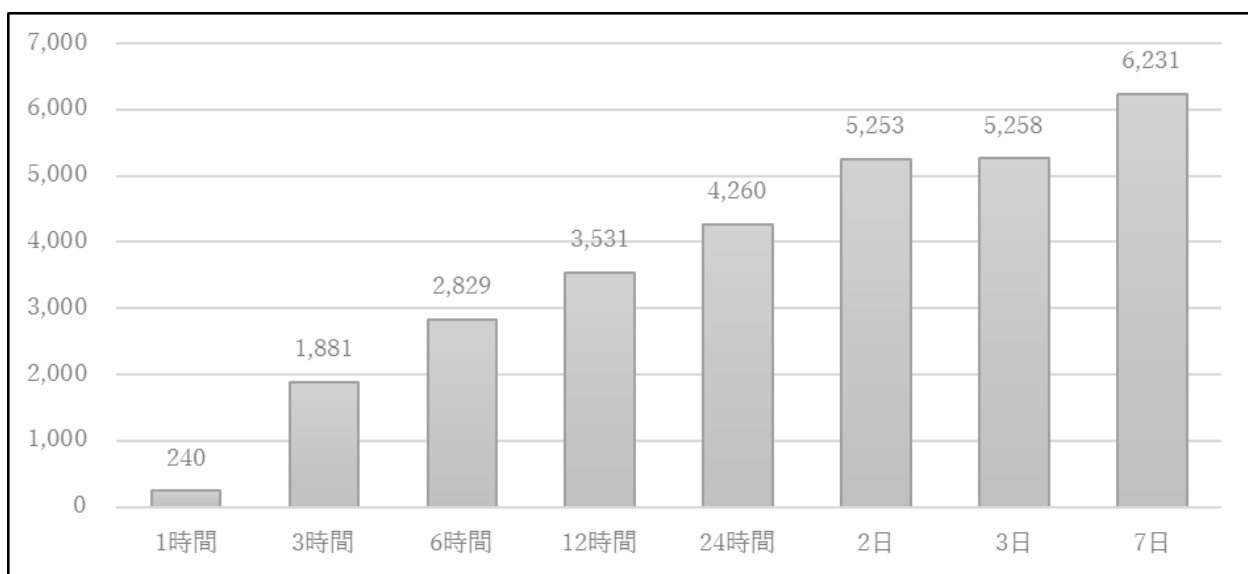


図 2-2 全職員の参集予測状況（累積）

表 2-12 本庁舎、地域庁舎、特別出張所、その他施設等の職員の参集予測状況（累積）

施設名	合計	1時間	3時間	6時間	12時間	24時間	2日	3日	7日
本庁舎等	1,707	76	480	717	889	1,124	1,396	1,399	1,672
各地域庁舎	686	24	203	299	367	446	563	564	673
特別出張所	244	7	74	112	132	162	201	201	242
保育園	895	59	408	502	556	601	732	732	858
小学校	1,712	52	465	770	985	1,138	1,384	1,384	1,631
中学校	758	12	166	284	425	511	621	621	730
各清掃事務所	317	7	52	92	115	202	259	260	309
その他施設	118	3	33	53	62	76	97	97	116

※7日目においても、死傷により参集ができない職員を想定している。

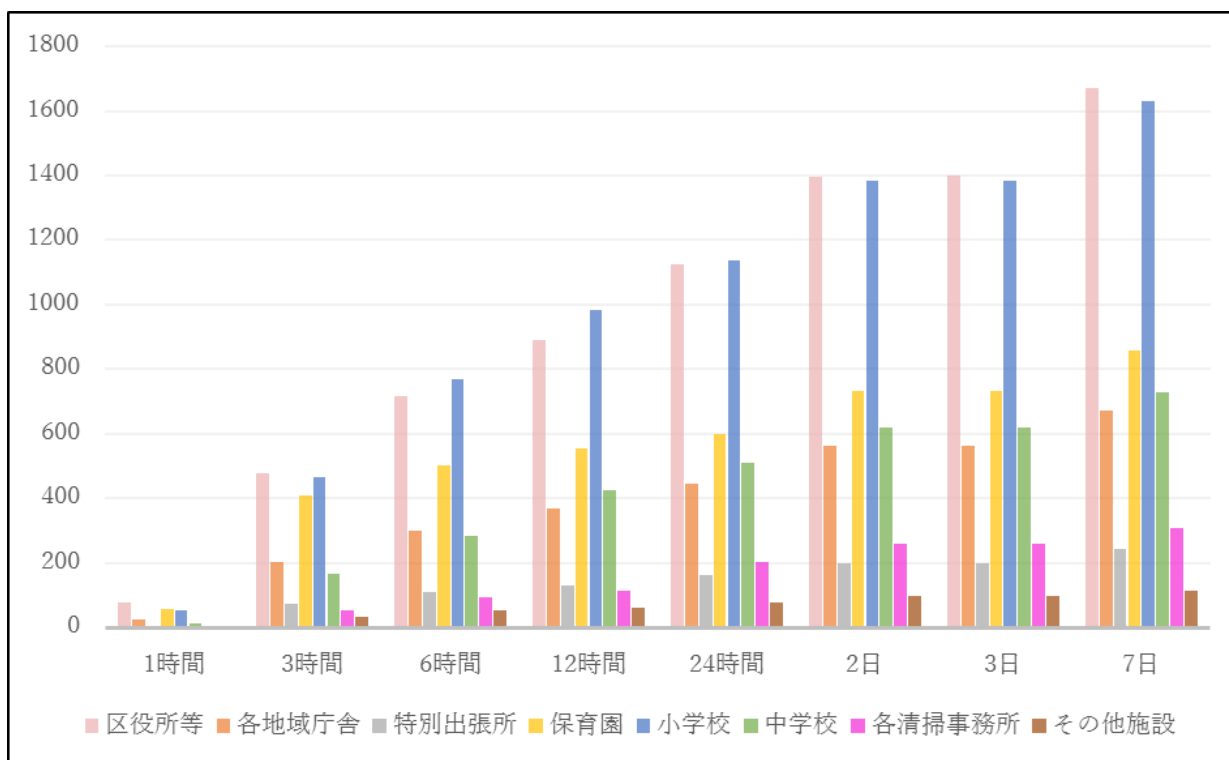


図 2-3 本庁舎、地域庁舎、特別出張所、その他施設等の職員の参集予測状況（累積）

第3章 業務継続に必要な態勢の確立

第1節 災害対策本部の設置

区域内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、区長は災害対策活動の推進を図るため、必要があると認めるときは大田区災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

その他、区の災害対策本部の設置に関しては、大田区災害対策本部運営要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項及び第3項で、次のとおり定めている。

第2項 本部を構成する部の部長職にある者（以下「部長」という。）は、本部を設置する必要があると認めるときは、危機管理室長に本部の設置を要請するものとする。

第3項 危機管理室長は状況により本部を設置する必要があると認めるときは、副区長の職に充てられる者と協議のうえ、本部の設置を区長に申請するものとする。ただし、緊急の場合は、危機管理室長の判断により区長に本部の設置を申請することができるものとする。

（要綱第3条より）

第2節 体制の確立

1 職員の配備

区長は、本部を設置したときは、非常配備態勢の指令を発し、部長及びその他本部の職員を配備する。

配備に関しては、要綱第8条で態勢の種類が定められている。

表 3-1 大田区の非常配備態勢

態勢	参集指定職員	参集基準	
		条件	みなし発令
第1次配備態勢 〔注意態勢〕	危機管理室長 防災危機管理課長 防災計画担当課長 防災支援担当課長 生活安全担当課長 大田区在住の防災危機管理課職員（防災危機管理課を除く。）	大田区に震度4以上の地震が発生した場合	勤務時間外に大田区に震度4以上の地震が発生した場合
第2次配備態勢 〔警戒態勢〕	大田区内在住の参事・副参事・専門参事・専門副参事 概ね全職員の1/10（都費教職員を含む） ただし、本部長（区長）は災害対策を進める上で必要に応じて、所属単位に増員ないし減員をすることができる。	次のいずれかに該当する場合に発令する。 ①大田区に震度5弱以上の地震が発生した場合 ②東海地震注意情報の発表や、災害及び大規模事故が発生し、又は発生するおそれがある場合 ③本部長（区長）が災害対策上必要と認めた場合	勤務時間外に大田区に震度5弱以上の地震が発生した場合
第3次配備態勢 〔非常態勢〕	概ね全職員の1/2（都費教職員を含む） ただし、本部長（区長）は災害対策を進める上で必要に応じて、所属単位に増員ないし減員をすることができる。	次のいずれかに該当する場合に発令する。 ①大田区に震度5強以上の地震が発生した場合。 ②局地災害が発生した場合 ③状況により本部長（区長）が災害対策上必要と認めた場合。	①勤務時間外に大田区に震度5強以上の地震が発生した場合 ②大田区に災害による小規模な被害の発生が確認された場合 ＜みなし発令時の対応＞ ①特別出張所及び学校には、あらかじめ指定された職員を地域拠点配置職員として配置する。 ②地域拠点配置職員は参集職場の災害時業務計画に基づき、災害時の初動対応を行う。 ③地域拠点配置職員は区内居住職員並びに参集場所からおおむね6km圏内に居住する職員等を指定する。
第4次配備態勢 〔厳戒態勢〕	全職員（都費教職員を含む）をもって編成する。 ただし、本部長（区長）は災害対策を進める上で必要に応じて、所属単位に増員ないし減員をすることができる。	次のいずれかに該当する場合に発令する。 ①大田区に震度6弱以上の地震が発生した場合であって、第3次配備態勢では対処できないとき。 ②状況により本部長（区長）が災害対策上必要と認めた場合	①勤務時間外に大田区に震度6弱以上の地震が発生した場合 ②災害による大規模な被害の発生が確認された場合 ＜みなし発令時の対応＞ ①特別出張所及び学校には、あらかじめ指定された職員を地域拠点配置職員として配置する。 ②地域拠点配置職員は参集職場の災害時業務計画に基づき、災害時の初動対応を行う。 ③地域拠点配置職員は区内居住職員並びに参集場所からおおむね6km圏内に居住する職員等を指定する。

2. 本部設置時の運用体制の確立

(1) 本部組織の運用全般について

本部の設置により、区長を災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし、副区長及び教育長を災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）、危機管理室長を危機管理監、各部の部長を災害対策本部員（以下「本部員」という。）とする全庁的な体制（図3-1）を確保する。

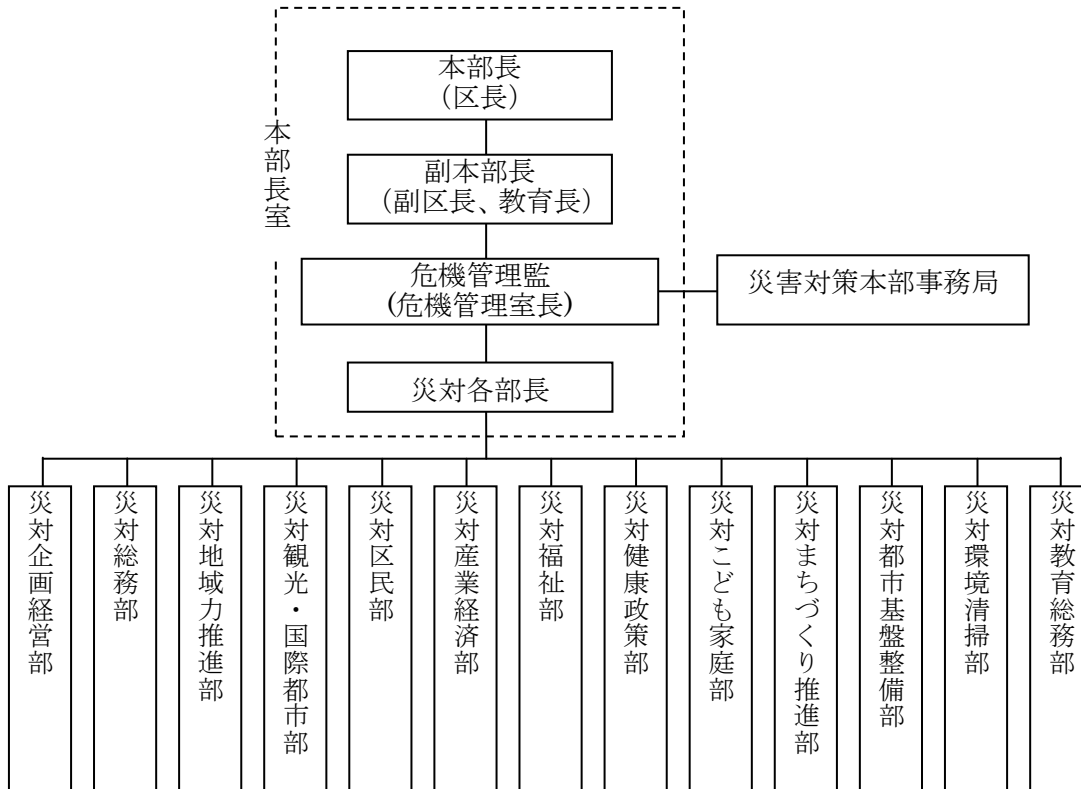


図 3-1 本部組織の体制

また、災害対応の中心的な活動を担う具体的な運用体制として、本部長は「本部長室」を確立する。各部長にあつては、それぞれの災害対策部の運用体制の確保を図る。

なお、区長が、災害の影響により自ら被災したり、交通の途絶などにより参集が困難な場合は、次表のとおりその役割を担うものとし、確実な体制の確保を図る。

表 3-2 代替順位表

職 位	代替者（第1順位）	代替者（第2順位）	代替者（第3順位）
本部長	副区長	副区長	教育長

(2) 本部長室（災害対策本部室）運用体制

本部長室は、本部長、副本部長、危機管理監及び本部員を主たる構成員とし、事務部門をおいた運用体制とする。事務部門の担当職員は、危機管理監、総務部防災危機管理課職員及び各部で指名された災害対策本部連絡員を充てる。

なお、主に区の基本方針を審議策定する「本部長室」では、大田区災害対策本部条例施行規則（以下「規則」という。）に定める所掌事務を行うものとする。

表 3-3 本部長室の構成員

本部長室	本部長	・ 区長
	副本部長	・ 副区長 ・ 教育長
	危機管理監	・ 危機管理室長
	本部員	・ 企画経営部長 ・ 総務部長 ・ 地域力推進部長 ・ 観光・国際都市部長 ・ 区民部長 ・ 産業経済部長 ・ 福祉部長 ・ 健康政策部長 ・ こども家庭部長 ・ まちづくり推進部長 ・ 都市基盤整備部長 ・ 環境清掃部長 ・ 教育総務部長 ・ 庁議構成員の担当部長

※上記に掲げる者のほか、本部長が必要と認めるときは、区の職員のうちから本部員を指名することができる。

(3) 災害対策本部事務局運用体制

災害対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）は、危機管理監、総務部防災危機管理課職員及び災害対策本部連絡員（以下「本部連絡員」という。）を構成員とした運用体制を基本とする。本部連絡員は、要綱に基づくものとする。

なお、「本部事務室」では、本部長室で定められた基本方針に基づく対応上の調整や事務を行う。

(4) 各部における運用体制

対策本部各部は、規則及び要綱に基づき、部長があらかじめ指名した本部職員により、部長の定める部の編成に即した運用体制を基本とする。

また、対策本部各部では、規則に定める分掌事務に従い運用するものとする。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、部の編成及び分掌事務の一部を変更し、又は、部に新たな事務若しくは他の部の事務を臨時に分掌させることができる。

第3節 執務環境

1. 本部組織の運用のための執務環境の整備について

危機管理監は、本部が設置された場合、直ちに、本庁舎5階の庁議室に「本部長室」を開設するための必要な措置をとるものとする。

また、別に本部事務を遂行するための執務の場（災害対策本部事務局）を確保するものとする。

なお、各部長は、それぞれが通常の執務を行う場所を、災害対策各部の執務の場とし、その整備を行う。

その他、災害の影響により本庁舎や災害対策各部が甚大な被災に見舞われ、施設の機能が十分果たせない場合は、代替施設や場所等を確保する。

第4章 区が実施する非常時優先業務

第1節 非常時優先業務の選定

大規模地震発生時に、区民の生命・身体及び財産を守り、区の社会機能を維持するため、区として実施すべき業務を「非常時優先業務」として選定した。

選定にあたっては、業務停止による「区民への影響度」を最大限に考慮し、区の全ての通常業務及び震災時に実施を予定している業務から、最優先して実施すべき業務を洗い出している。

第2節 非常時優先業務の設定概要

1. 業務区分

大規模地震発生時に、区が対象とする非常時優先業務とは、災害時であっても継続又は早期復旧・開始の必要がある業務として、「優先度の高い通常業務」と「応急業務に区分される。

なお、復旧・復興業務は、区地域防災計画で取り扱う業務のうち、全ての「応急対策業務」と早期に開始が求められる「優先度の高い復旧・復興対策業務」を範囲としている。

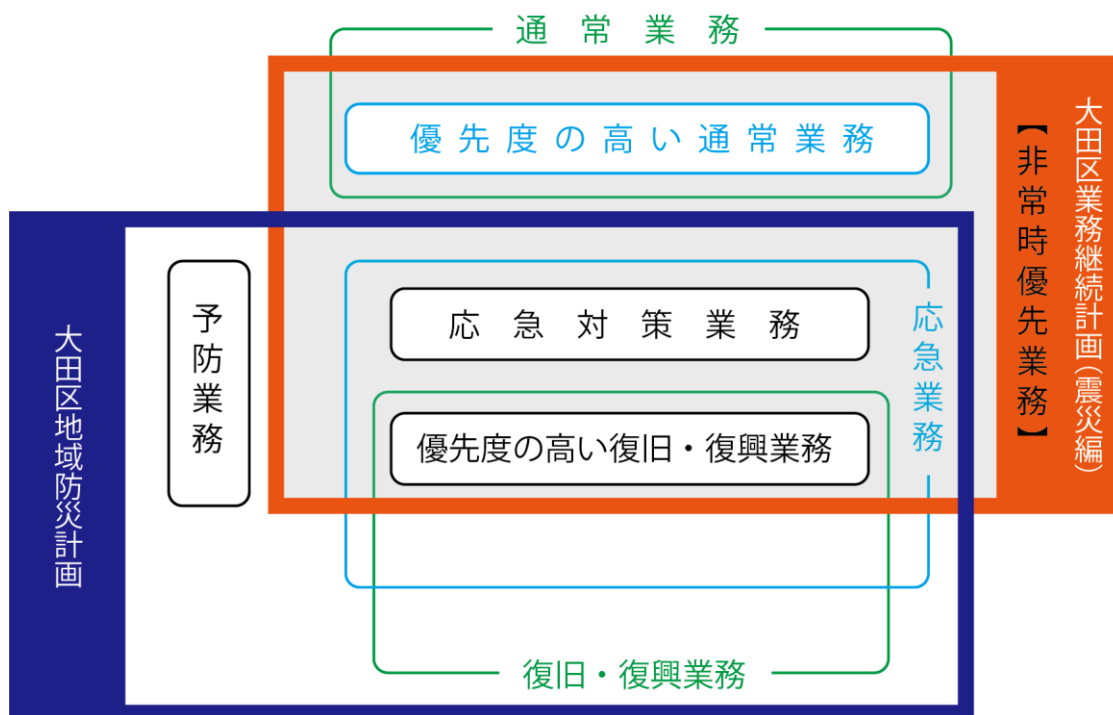


図 4-1 地域防災計画・業務継続計画・各業務の範囲

2. 対象時期

震災発災直後に資源の不足などにより混乱する期間から、応急対応期を経て徐々に復旧し、概ね復興体制又は通常体制への移行に向けた目途が立つまでの期間を1ヶ月と想定し、発災から1ヶ月間に優先的に実施すべき業務（開始すべき業務）を「区における非常時優先業務」として対象化している。

3. 目標の設定

選定した非常時優先業務について、緊急性や重要性を考慮し、業務の継続又は早期復旧・開始に向けた復旧目標として、「対応時系列」を設定した。

なお、業務着手時間や業務開始目標時間は、実際の災害時対応の実施時期を目安に設定した。

また、災害時には慢性的に業務に対応する職員等が不足するため、非常時優先業務のうち、優先通常業務については、「平常時に実施する方法で業務継続」、「対応人数の調整や業務方法の変更等で業務縮小」をあらかじめ判断し、「業務再開／継続ランク」を設定した。

表 4-1 業務再開／継続ランクの基準

ランク	種別	基準
A	継続	早期再開を要し、原則として規模縮小や業務方法の変更をしないで継続する事務
B	縮小	早期再開を要するが、区職員単独の再開に限界があり、規模縮小や業務方法の変更等によって対応する業務

第3節 区が実施する非常時優先業務

1. 非常時優先業務数の選定結果

(1) 総数

通常時と震災時に実施を予定している区の全ての業務（総業務数2,405件）を対象に、非常時優先業務の選定を行った結果、非常時優先業務の総数は1,217件であった。

表 4-2 非常時優先業務数の総計

分類	非常時優先業務数	休止業務数
通常業務	835	1188
ランクA(継続)	203	
ランクB(縮小)	632	
応急業務	382	—
合計	1,217	1,188

(2) 部別業務数

非常時業務数の部別一覧は、次のとおりである。

表 4-3 部別非常時優先業務数

部署	優先通常業務			応急業務
	合計	ランクA (継続)	ランクB (縮小)	
危機管理監(防災危機管理課)	5	2	3	23
災対企画経営部	49	25	24	22
災対総務部	55	16	39	31
災対地域力推進部	24	5	19	32
災対観光・国際都市部	18	0	18	12
災対区民部	91	9	82	13
災対産業経済部	4	0	4	13
災対福祉部	277	87	190	49
災対健康政策部	63	19	44	41
災対こども家庭部	46	11	35	26
災対まちづくり推進部	29	0	29	24
災対都市基盤整備部	59	13	46	34
災対環境清掃部	64	14	50	24
災対教育総務部	51	2	49	38

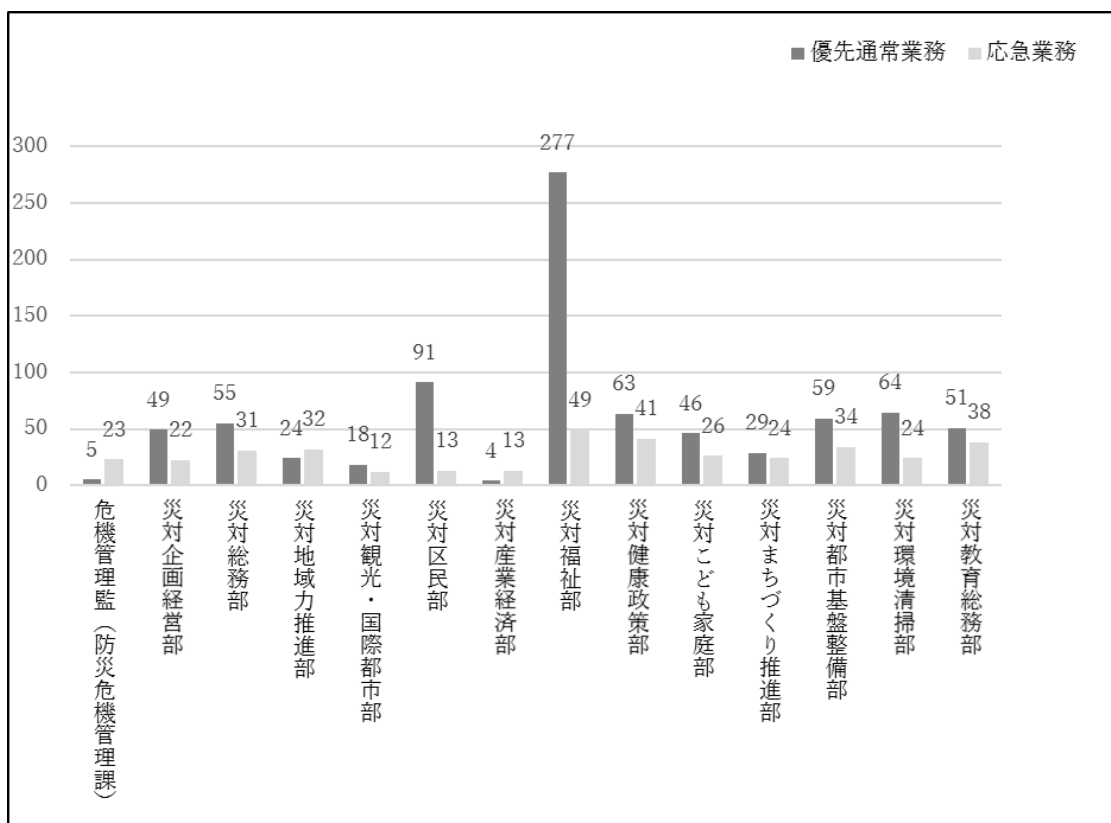


図 4-2 部別非常時優先業務数

(3) 実施期間別業務数

実施期間別に実施する非常時優先業務数一覧は、次のとおりである。

表 4-4 実施期間別非常時優先業務数

実施期間	優先通常業務	応急業務
発災～1日以内	52	242
3日以内	122	273
1週間以内	258	278
1ヶ月以内	651	266
1ヶ月以降	738	205

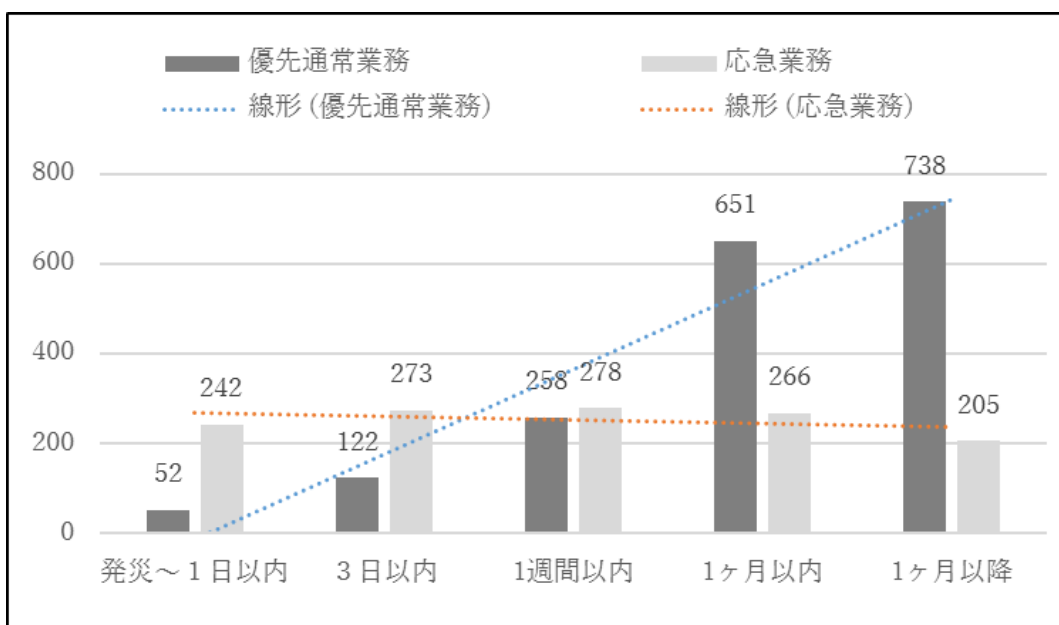


図 4-3 実施期間別非常時優先業務数

2 主な非常時優先業務

災対各部ごとの主な非常時優先業務は、次のとおりである。

(1) 危機管理監（総務部 防災危機管理課）

表 4-5 主な非常時優先業務

対応時系列		非常時優先業務	
		災害時業務	優先通常業務
応急対応期	1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・災害対策活動の総合調整 ・気象等予警報の発令及び伝達 ・災害救助法の適用手続 ・防災関係機関に応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察との連絡・調整 ・Jアラート、エムネットなどの情報連絡に関する事
	3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害指定手続 	
復旧対応期	1週間以内		
	1ヶ月以内		
復興対応期	1ヶ月以降	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の廃止 	

表 4-6 実施期間別非常時優先業務数

実施期間	優先通常業務	応急業務	合計
発災～1日以内	2	21	23
3日以内	2	22	24
1週間以内	2	21	23
1ヶ月以内	4	21	25
1ヶ月以降	5	21	26

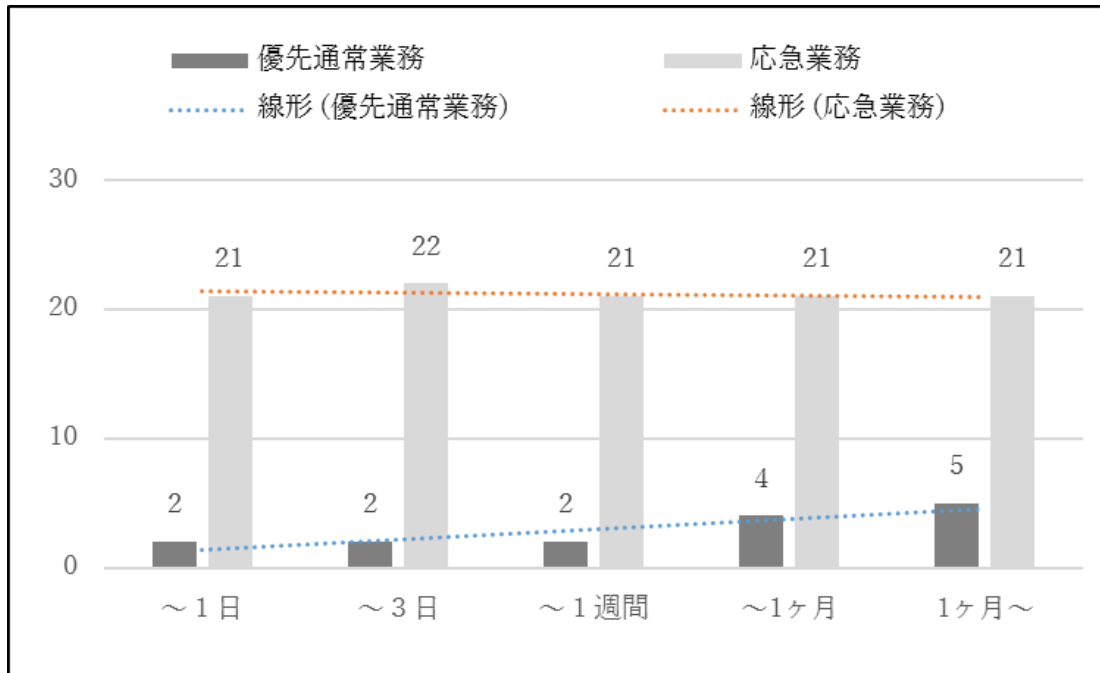


図 4-4 実施期間別非常時優先業務数

(2) 災対企画経営部（企画経営部、会計管理室）

表 4-7 主な非常時優先業務

対応時系列		非常時優先業務	
		災害時業務	優先通常業務
応急対応期	1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報活動 ・情報システムの維持及び復旧に関すること。 ・公共施設の応急危険度判定に関すること。 ・本庁舎被災状況の調査、機器の点検及び応急修理の協力 ・災害対策に関する現金の出納経理に関すること。(会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口、電話等での相談等に関すること ・システム全般の維持管理に関すること ・支出命令の審査(会) ・支出命令関係の相談対応に関すること(会) ・支出命令書の審査受付・仕訳に関すること(会) ・公印の管守に関すること(会) ・歳計現金に関すること(会) ・委託証券に関すること(会) ・基金の保管管理、繰替え運用に関すること(会) ・支出命令書の執行(会) ・支払資金の支出(会) ・歳計現金の残額管理(会)
	3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策予算の立案・調整 ・災害総合相談窓口の設置及び運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・区有施設に係る維持管理に関する相談及び助言に関すること ・歳入及び歳出に係る記録管理(会) ・公共料金資金前渡の入金(会) ・支払不能の再送(会)
復旧対応期	1週間以内		<ul style="list-style-type: none"> ・振替口座に関すること(会)
	1ヶ月以内		
復興対応期	1ヶ月以降		<ul style="list-style-type: none"> ・予算の編成及び配当に関すること

表 4-8 実施期間別非常時優先業務数

実施期間	優先通常業務	応急業務	合計
発災～1日以内	18	15	33
3日以内	24	16	40
1週間以内	32	16	48
1ヶ月以内	38	17	55
1ヶ月以降	43	16	59

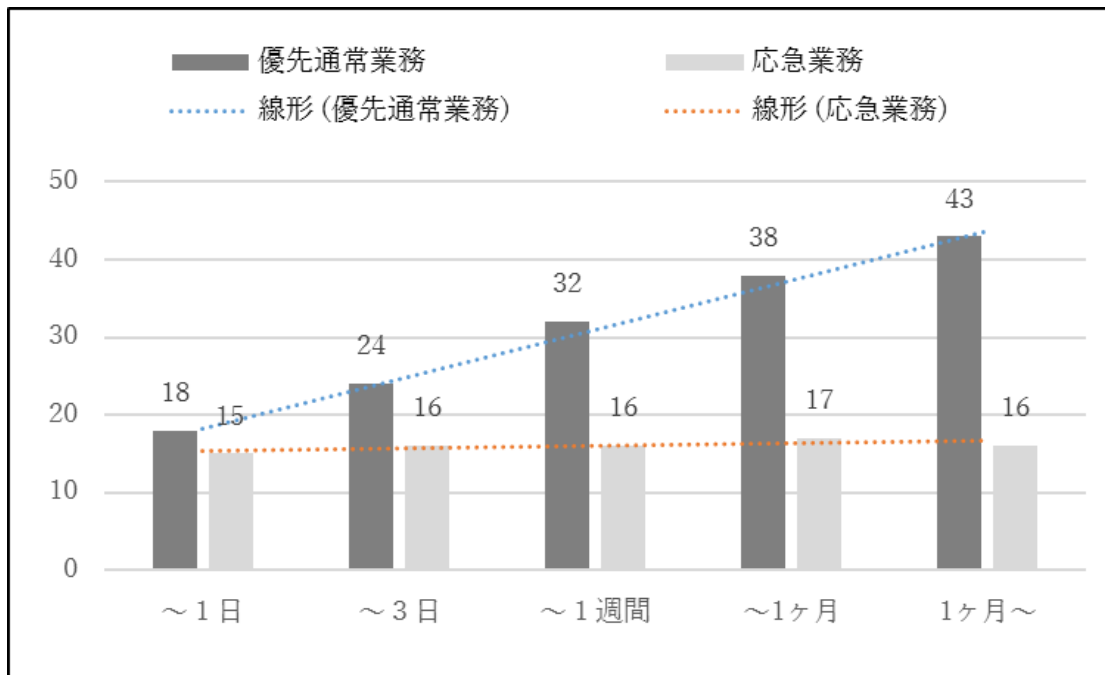


図 4-5 実施期間別非常時優先業務数

(3) 災対総務部（総務部（危機管理防災課除く）、選挙管理委員会事務局、監査事務局、議会事務局）

表 4-9 実施機関別非常時優先業務

対応時系列		非常時優先業務	
		災害時業務	優先通常業務
応急対応期	1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎機能の維持 ・車両船艇等の確保 ・職員の動員状況の把握 ・備蓄物資の輸送活動 ・物資（生活必需品等）の調達 	<ul style="list-style-type: none"> ・秘書の事務に関する事。 ・庁舎管理に関する事。 ・公印の総括に関する事。 ・文書の管理に関する事。
	3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の受入場所の開設及び運営 ・応急対策用用地の確保 ・労働者の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開・個人情報保護の総合窓口及び調整に関する事。 ・情報セキュリティに関する事。 ・印刷機器の集中管理に関する事。 ・乗用自動車の管理及び配車に関する事。
復旧対応期	1週間以内		<ul style="list-style-type: none"> ・区施設を対象とする一般廃棄物処理業者の統括 ・職員の雇用に関する事
	1ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ・人事給与システムに関する事 ・庶務事務システムを利用したサービス管理 ・職員の給与及び旅費等に関する事
復興対応期	1ヶ月以降		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の退職手当に関する事

表 4-10 実施期間別非常時優先業務数

実施期間	優先通常業務	応急業務	合計
発災～1日以内	4	21	25
3日以内	7	25	32
1週間以内	14	24	38
1ヶ月以内	32	22	54
1ヶ月以降	55	8	63

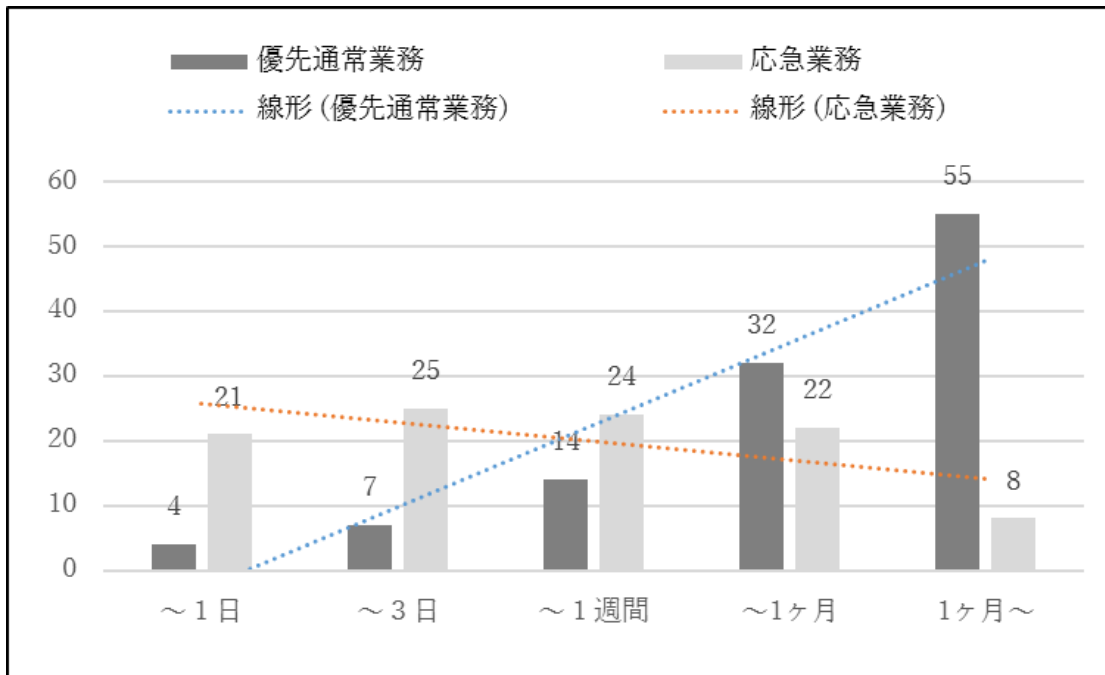


図 4-6 実施期間別非常時優先業務数

(4) 災対地域力推進部（地域力推進部）

表 4-11 主な非常時優先業務

対応時系列		非常時優先業務	
		災害時業務	優先通常業務
応急対応期	1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの開設・運営 ・避難所の開設・運営及び支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張所施設点検・機能維持
	3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の被災情報収集及び避難情報の把握 ・避難所の総括に関すること ・臨海斎場等火葬場との連絡・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨海部広域斎場組合に関すること。 ・区民葬儀に関すること。 ・区民等の通夜・告別式の利用に関すること。
復旧対応期	1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・義援金受付場所の設置、受付対応 ・義援金の配分 ・り災証明書の発行拠点の整備 ・避難所運営の引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・証明書発行・収納等
	1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明相談・発行窓口の設置、発行 	
復興対応期	1ヶ月以降	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書の発行に関すること ・避難所の統廃合・閉鎖 	

表 4-12 実施期間別非常時優先業務数

実施期間	優先通常業務	応急業務	合計
発災～1日以内	1	12	13
3日以内	4	20	24
1週間以内	5	24	29
1ヶ月以内	9	23	32
1ヶ月以降	24	15	39

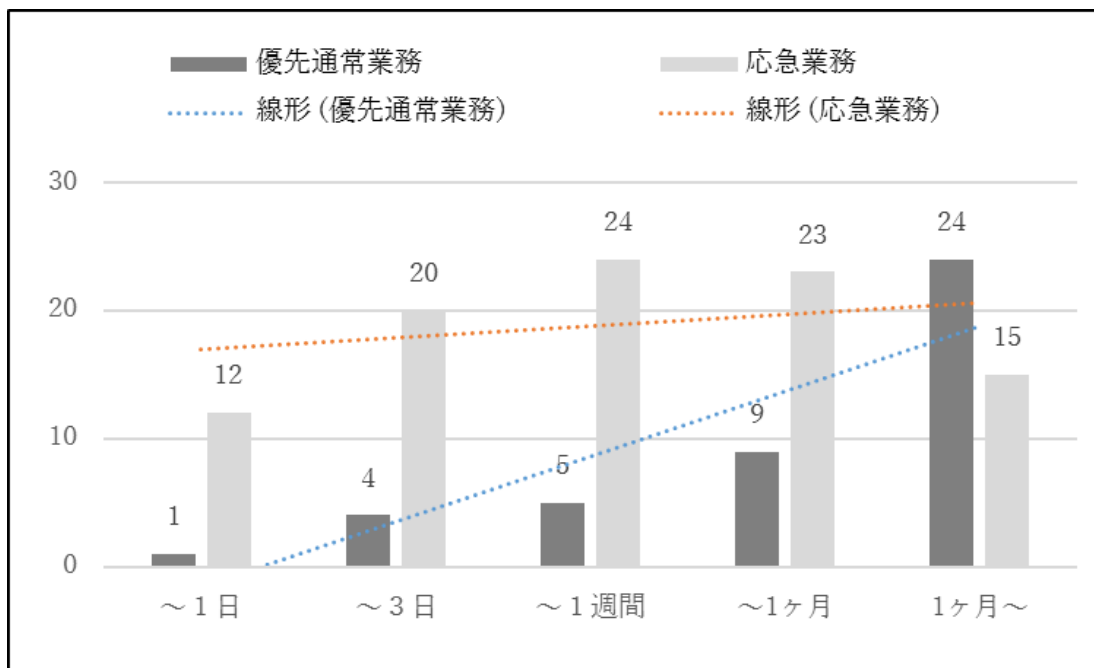


図 4-7 実施期間別非常時優先業務数

(5) 災対観光・国際都市部

表 4-13 主な非常時優先業務

対応時系列		非常時優先業務	
		災害時業務	優先通常業務
応急対応期	1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要支援外国人相談窓口の設置 ・外国人被災者への情報提供 ・語学ボランティアの確保 ・救援物資等集積地の開設準備（大森スポーツセンター） 	
	3日以内		
復旧対応期	1週間以内		
	1ヶ月以内		
復興対応期	1ヶ月以降		

表 4-14 実施期間別非常時優先業務数

実施期間	優先通常業務	応急業務	合計
発災～1日以内	0	12	12
3日以内	0	8	8
1週間以内	1	8	9
1ヶ月以内	11	8	19
1ヶ月以降	18	6	24

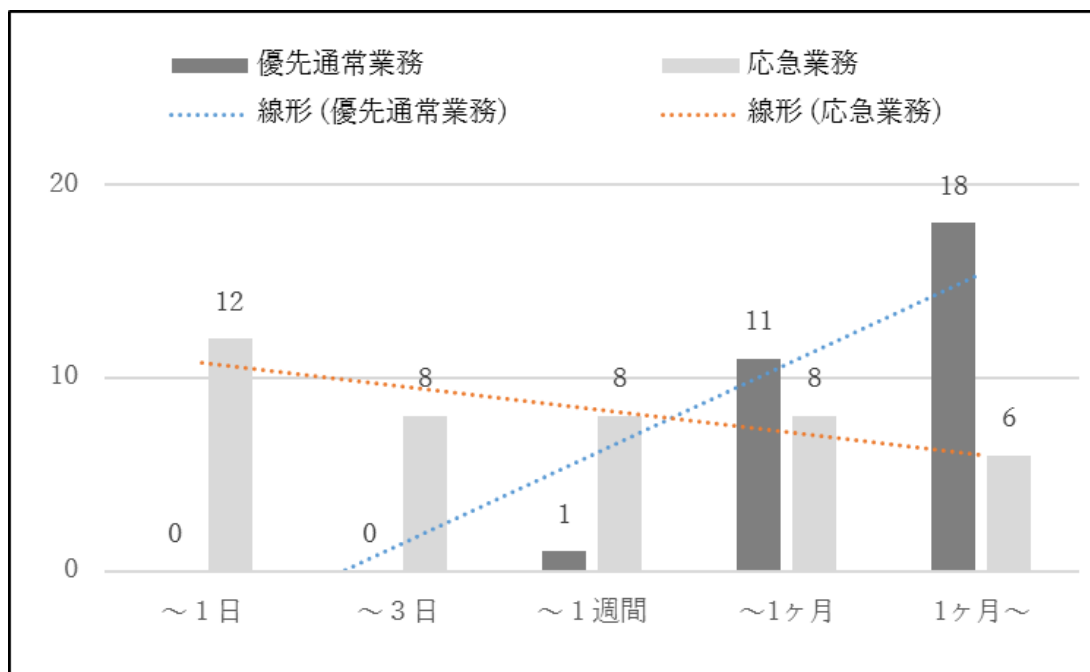


図 4-8 実施期間別非常時優先業務数

(6) 災対区民部

表 4-15 主な非常時優先業務数

対応時系列		非常時優先業務	
		災害時業務	優先通常業務
応急対応期	1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在施設の開設に関すること ・帰宅困難者・駅前滞留者対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍システムの復旧・稼働確認 ・住基システムに関すること ・死亡届の受付及び受理、埋火葬許可の発行
	3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届の受領、埋火葬許可証等の発行に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務システムに関すること ・国保年金システムの運用 ・後期高齢者医療制度システムの運用、管理
復旧対応期	1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・租税等の徴収猶予及び減免等 	
	1ヶ月以内		
復興対応期	1ヶ月以降		

表 4-16 実施期間別非常時優先業務数

実施期間	優先通常業務	応急業務	合計
発災～1日以内	5	9	14
3日以内	39	7	46
1週間以内	18	7	25
1ヶ月以内	53	7	60
1ヶ月以降	57	6	63

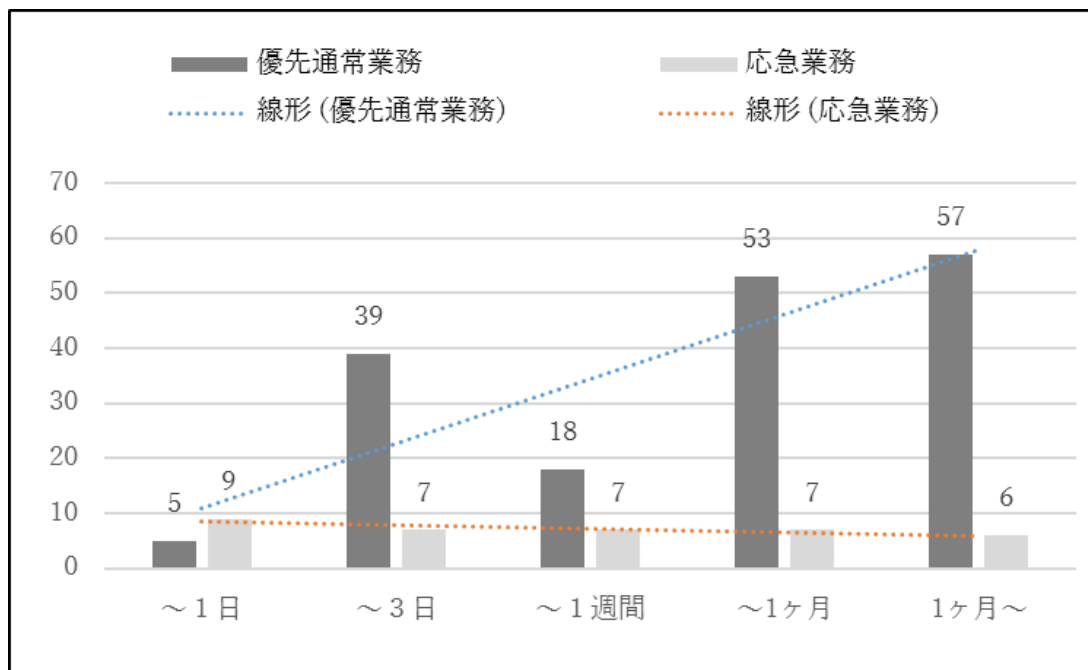


図 4-9 実施期間別非常時優先業務数

(7) 災対産業経済部

表 4-17 主な非常時優先業務数

対応時系列		非常時優先業務	
		災害時業務	優先通常業務
応急対応期	1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧の調達 ・救援物資等集積地の開設準備（産業プラザ） ・帰宅困難者一時滞在施設の開設（産業プラザ） ・帰宅困難者支援 	
	3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・給水活動の実施 	
復旧対応期	1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・農業・漁業への復旧対策 	
	1ヶ月以内		
復興対応期	1ヶ月以降		

表 4-18 実施期間別非常時優先業務数

実施期間	優先通常業務	応急業務	合計
発災～1日以内	0	11	11
3日以内	0	8	8
1週間以内	1	7	8
1ヶ月以内	2	7	9
1ヶ月以降	4	7	11

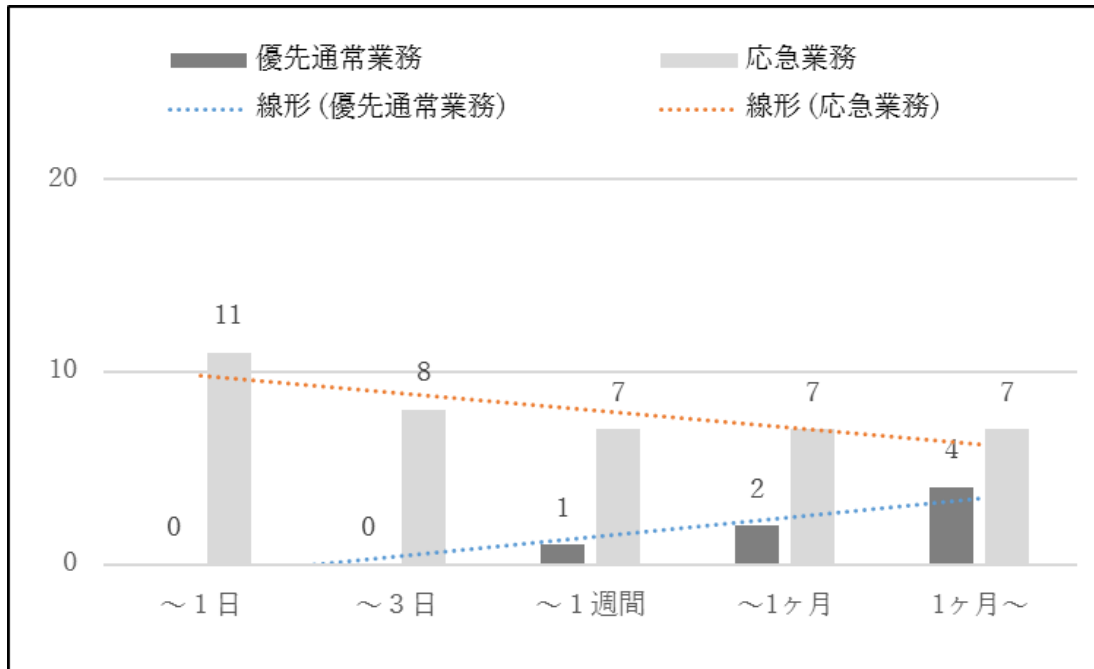


図 4-10 実施期間別非常時優先業務数

(8) 災対福祉部

表 4-19 主な非常時優先業務数

対応時系列		非常時優先業務	
		災害時業務	優先通常業務
応急対応期	1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の安否確認及び情報提供 ・行方不明者の捜索・調査の情報収集及び連絡調整 ・遺体収容所の開設 ・遺体収容所へ遺体の搬送 ・福祉避難所の開設及び管理運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域庁舎の維持管理 ・老人保護措置（蒲田地域福祉課に限る）
	3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉ボランティアの受入れ調整 ・行方不明者及び遺体の捜索 ・遺体収容活動の実施 ・火葬等の事務処理 ・生活保護世帯の訪問、巡回等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システムの維持及び管理等
復旧対応期	1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 ・災害援護資金の貸付 ・被災者生活再建支援制度受付窓口の設置、運営 ・生活困窮者等に対する保護、支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉システムに関すること ・高齢者の支援事業に関すること ・障害者の支援事業に関すること
	1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の統廃合・閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所に係る業務の取りまとめ事務 ・生活援助金支給に関すること
復興対応期	1ヶ月以降	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の閉鎖 ・遺体収容所の閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員に関すること ・応急小口資金及び奨学金の貸付事業に関すること ・中国帰国者等への支援に関すること

表 4-20 実施期間別非常時優先業務数

実施期間	優先通常業務	応急業務	合計
発災～1日以内	9	27	36
3日以内	10	35	45
1週間以内	106	34	140
1ヶ月以内	255	34	289
1ヶ月以降	277	28	305

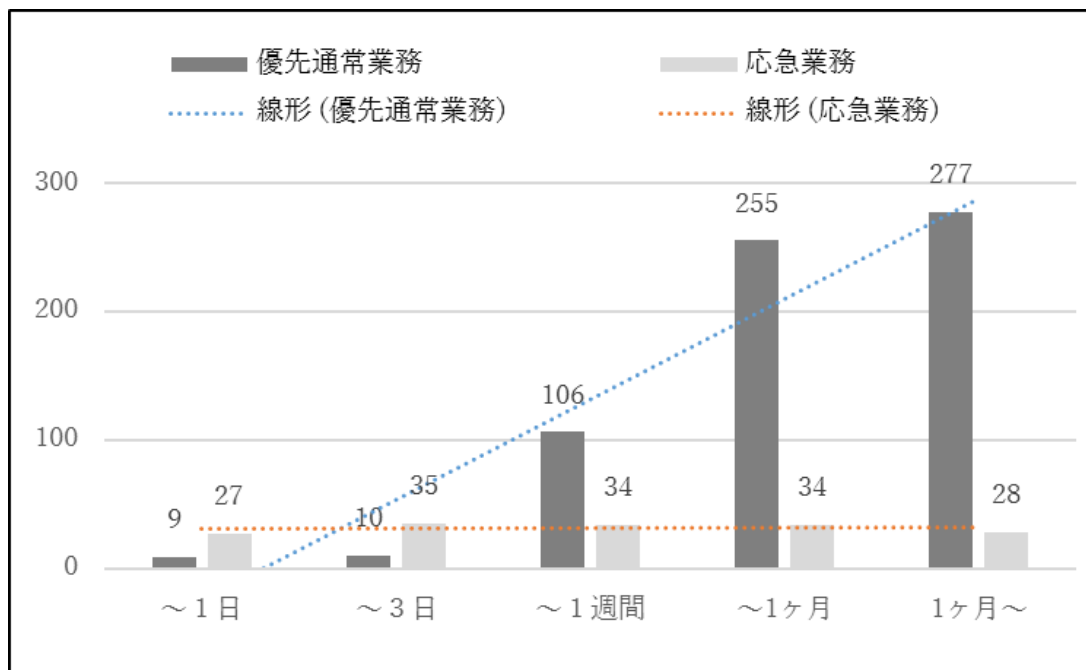


図 4-11 実施期間別非常時優先業務数

(9) 災対健康政策部

表 4-21 主な非常時優先業務数

対応時系列		非常時優先業務	
		災害時業務	優先通常業務
応急対応期	1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮統制室の設置 ・傷病者等の搬送 ・医療救護所の総括 ・医師会及び医療機関との連絡調整及び協力 ・緊急医療救護所の開設 ・食品衛生監視及び指導活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所システムに関すること。 ・感染症疫学調査、就業制限等
	3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所等での健康相談・保健指導・感染症予防措置及び予防教育の実施 ・精神保健医療活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体の健康の保持増進及び疾病の予防 ・保健師業務の総合調整に関すること ・医師会、歯科医師会及び薬剤師会等との連携 ・食中毒発生時の対応 ・母子保健に関する各種相談・指導
復旧対応期	1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所の開設 ・医療・薬事監視及び指導活動 ・環境衛生監視及び指導活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急を要する医務・薬務、環境衛生関係施設の監視指導
	1ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ・審査会の運営及び認定事務 ・難病等に関すること ・公害健康被害の認定に関すること ・公害健康被害に対する補償給付
復興対応期	1ヶ月以降		

表 4-22 実施期間別非常時優先業務数

実施期間	優先通常業務	応急業務	合計
発災～1日以内	2	19	21
3日以内	7	26	33
1週間以内	21	27	48
1ヶ月以内	57	28	85
1ヶ月以降	63	22	85

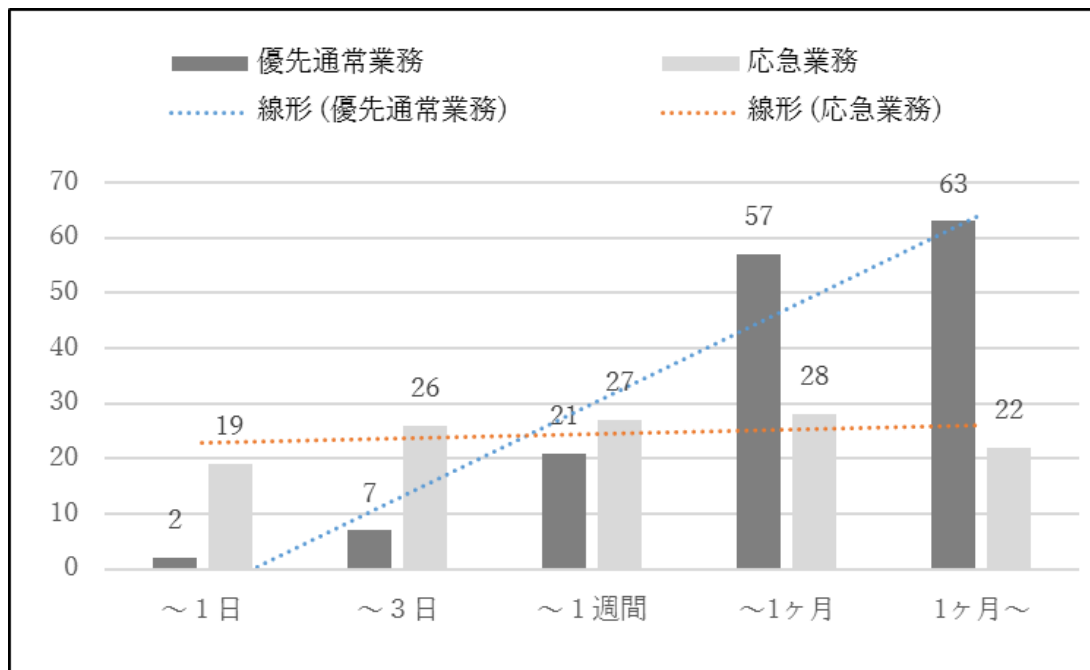


図 4-12 実施期間別非常時優先業務数

(10) 災対こども家庭部

表 4-23 主な非常時優先業務数

対応時系列		非常時優先業務	
		災害時業務	優先通常業務
応急対応期	1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・所属施設における施設被害及び児童安否の確認・報告 (保育園、児童館) ・園児、児童の安全確保及び保護者連絡 ・保育園運営及び在園児の引き渡し 	
	3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児に関する相談窓口の開設・運営 (保育園) ・応急保育体制の実施 ・福祉避難所(乳幼児)の開設・管理運営 	
復旧対応期	1週間以内		<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の死亡、病気、出産等の理由による緊急保育施設の利用に関する事。 ・保育施設の案内や子育てに関するサービス、育児相談等に関する事。
	1ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育に関する事。 ・要保護児童及び要支援児童に関する事 ・養育家庭に関する事。 ・病後児保育に関する事。 ・家庭福祉員に関する事。 ・私立保育園、認証保育所、小規模保育所及び定期利用保育事業に関する事。
復興対応期	1ヶ月以降	<ul style="list-style-type: none"> (保育園) ・福祉避難所(乳幼児)の統廃合・閉鎖 	

表 4-24 実施期間別非常時優先業務数

実施期間	優先通常業務	応急業務	合計
発災～1日以内	0	13	13
3日以内	0	22	22
1週間以内	3	19	22
1ヶ月以内	39	17	56
1ヶ月以降	35	15	50

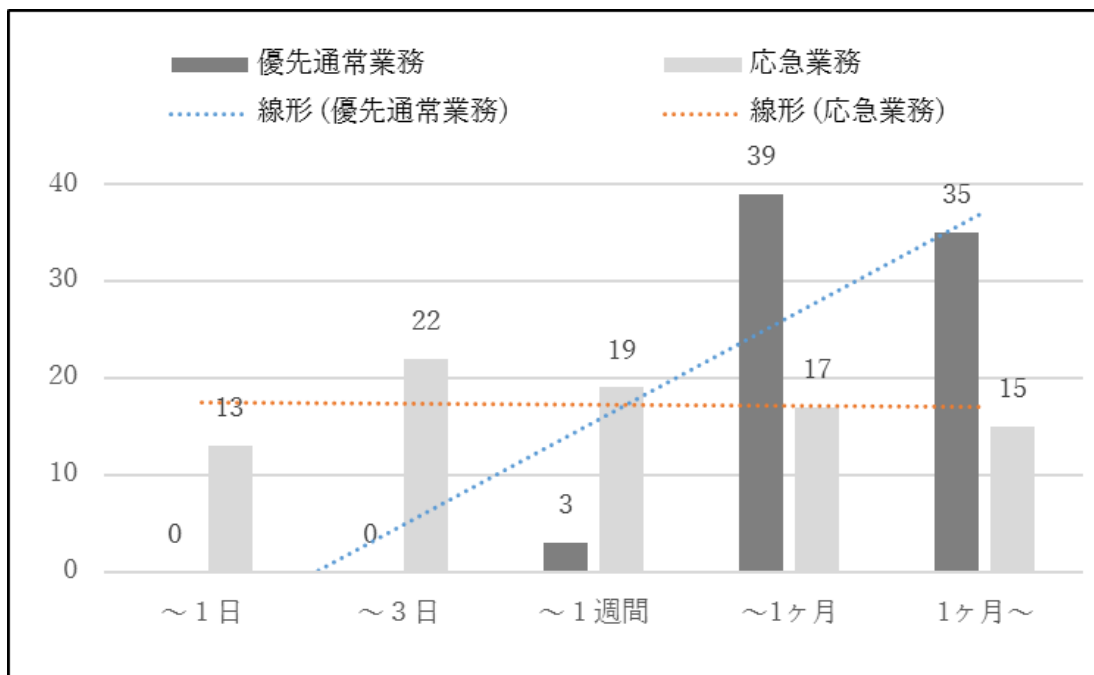


図 4-13 実施期間別非常時優先業務数

(11) 災対まちづくり推進部（まちづくり推進部、空港まちづくり本部）

表 4-25 主な非常時優先業務数

対応時系列		非常時優先業務	
		災害時業務	優先通常業務
応急対応期	1日以内	<ul style="list-style-type: none"> 被災住宅等の情報収集、判定実施の検討 り災証明発行に係る建物被害状況調査の実施 がけ崩れ等の調査及び応急対策 	
	3日以内	<ul style="list-style-type: none"> 応急危険度判定の実施 宅地危険度判定の実施 	
復旧対応期	1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> 被災住宅の応急修理の実施 	
	1ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅の建設及び入居者管理 	
復興対応期	1ヶ月以降		

表 4-26 実施期間別非常時優先業務数

実施期間	優先通常業務	応急業務	合計
発災～1日以内	0	13	13
3日以内	0	16	16
1週間以内	0	19	19
1ヶ月以内	23	17	40
1ヶ月以降	29	11	40

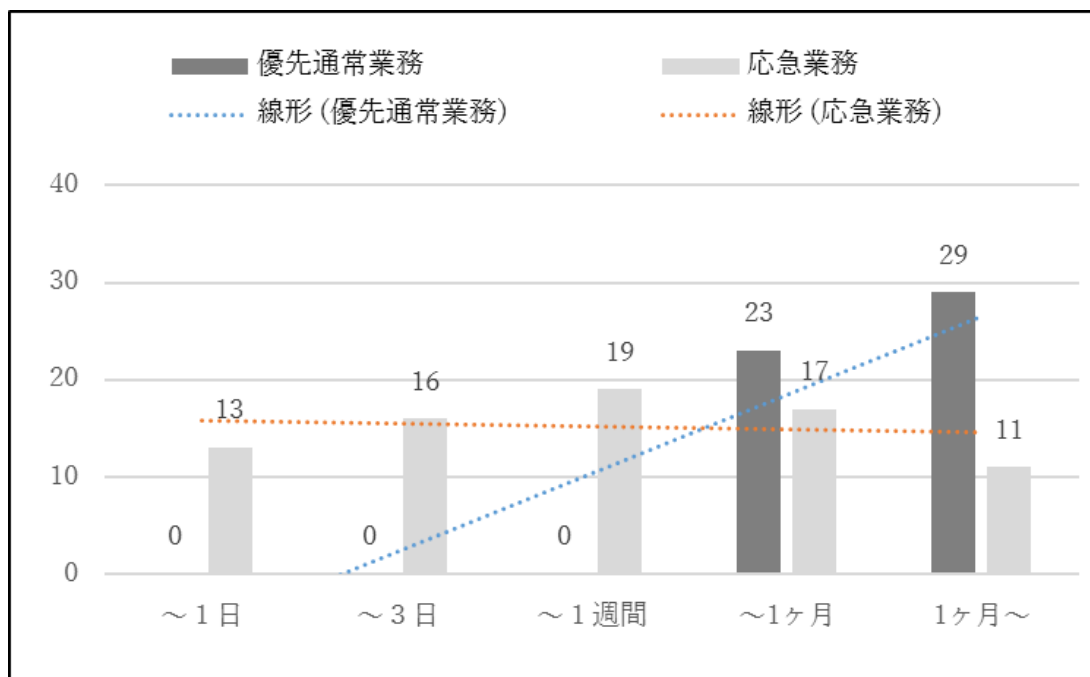


図 4-14 実施期間別非常時優先業務数

(12) 災対都市基盤整備部

表 4-27 主な非常時優先業務数

対応時系列		非常時優先業務	
		災害時業務	優先通常業務
応急対応期	1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・土木構造物における被害状況の情報収集 ・避難場所の開設及び避難誘導 ・応急給水作業の実施 ・道路障害物の除去・道路啓開の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理、災害対策、災害復旧工事の統括及び調整 ・防災、水防及び除雪に関すること
	3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・道路障害物がれきの一時保管 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道・下水・ガスなどの企業者の占有物件の管理と占有物の工事のための管理及び企業者間の工事調整
復旧対応期	1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・土木構造物の設計及び工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路との境界線の確認・管理
	1ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ・保有車両の管理に関すること・水門等道路河川受託管理施設の維持管理に関すること ・道路、橋、河川、水路、公衆便所等の小規模な災害復旧工事に関すること
復興対応期	1ヶ月以降		

表 4-28 実施期間別非常時優先業務数

実施期間	優先通常業務	応急業務	合計
発災～1日以内	5	25	30
3日以内	6	28	34
1週間以内	8	25	33
1ヶ月以内	54	21	75
1ヶ月以降	58	14	72

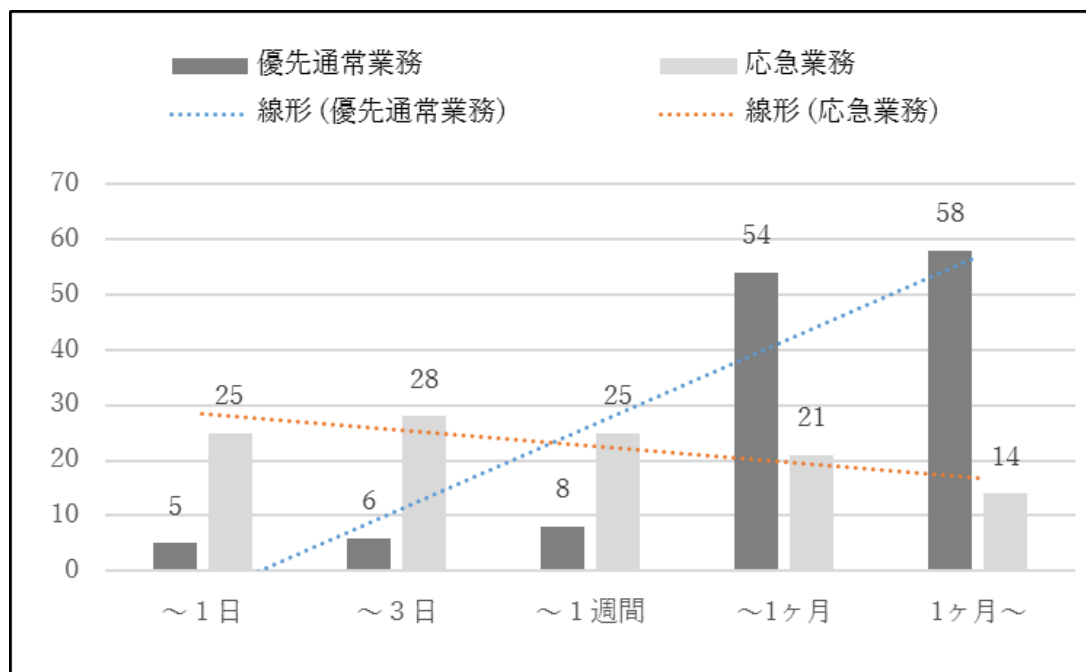


図 4-15 実施期間別非常時優先業務数

(13) 災対環境清掃部

表 4-29 主な非常時優先業務数

対応時系列		非常時優先業務	
		災害時業務	優先通常業務
応急対応期	1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・がれき処理対策の統括 ・災害時ごみ収集作業計画の作成、関係機関と連携調整 ・災害時し尿収集作業計画の作成、関係機関と連携調整 ・がれき処理計画の作成、関係機関と連携調整 ・仮置場の設置 ・災害用トイレ等の確保、設置 ・し尿の収集・処理実施 ・道路等の被災状況の調査・把握 ・ごみ収集作業計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共水域や大気環境の異常発生時の対応 清掃事務所及び清掃事業所職員の人事、勤務条件等（他の主管に属するものを除く。）に関する事。 ・東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会その他関係機関との連絡調整に関する事。 ・清掃事務所及び清掃事業所の運営に関する事。 ・庁舎管理業務 ・事故発生時の対応
	3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集業務遂行 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の収集・運搬作業に係る調整及び連絡に関する事。 ・清掃事務所及び清掃事業所職員の保健・安全衛生（他の主管に属するものを除く。）に関する事。 ・作業用自動車並びに作業実施上等における事故の防止及び処理（他の主管に属するものを除く。）に関する事。 ・家庭廃棄物に関する事。
復旧対応期	1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・がれきの中間処理・再利用・最終処分の実施 	
	1ヶ月以内		
復興対応期	1ヶ月以降		

表 4-30 実施期間別非常時優先業務数

実施期間	優先通常業務	応急業務	合計
発災～1日以内	6	22	28
3日以内	22	19	41
1週間以内	39	20	59
1ヶ月以内	46	19	65
1ヶ月以降	36	18	54

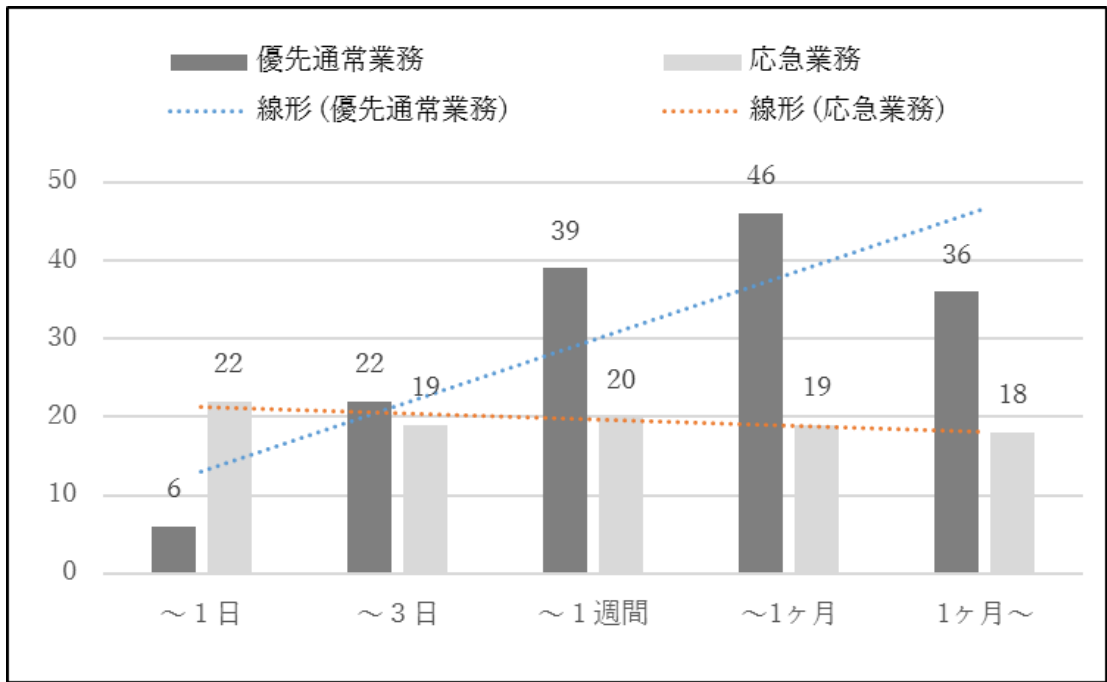


図 4-16 実施期間別非常時優先業務数

(14) 災対教育総務部

表 4-3 1 主な非常時優先業務数

対応時系列		非常時優先業務	
		災害時業務	優先通常業務
応急対応期	1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営の支援 ・区教育委員会事務局内、学校等との連絡調整及び協力 (学校) <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の避難誘導、安全確認 ・保護者への連絡及び引渡し ・学校災害対策本部の設置 ・避難所の開設運営 	
	3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災児童・生徒数の調査 (学校) <ul style="list-style-type: none"> ・応急教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・所掌事務に係る広報及び教育行政に関する相談に関すること
復旧対応期	1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・学校備品及び学用品等の支給 ・仮設校舎の建設及び管理運営 ・児童・生徒へのこころのケアの実施 (学校) <ul style="list-style-type: none"> ・授業再開に向けての準備 ・避難所運営の引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営システムの基盤・保守に関すること
	1ヶ月以内		
復興対応期	1ヶ月以降	(学校) <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の統廃合・閉鎖 	

表 4-3 2 実施期間別非常時優先業務数

実施期間	優先通常業務	応急業務	合計
発災～1日以内	0	22	22
3日以内	1	21	22
1週間以内	8	27	35
1ヶ月以内	28	25	53
1ヶ月以降	34	18	52

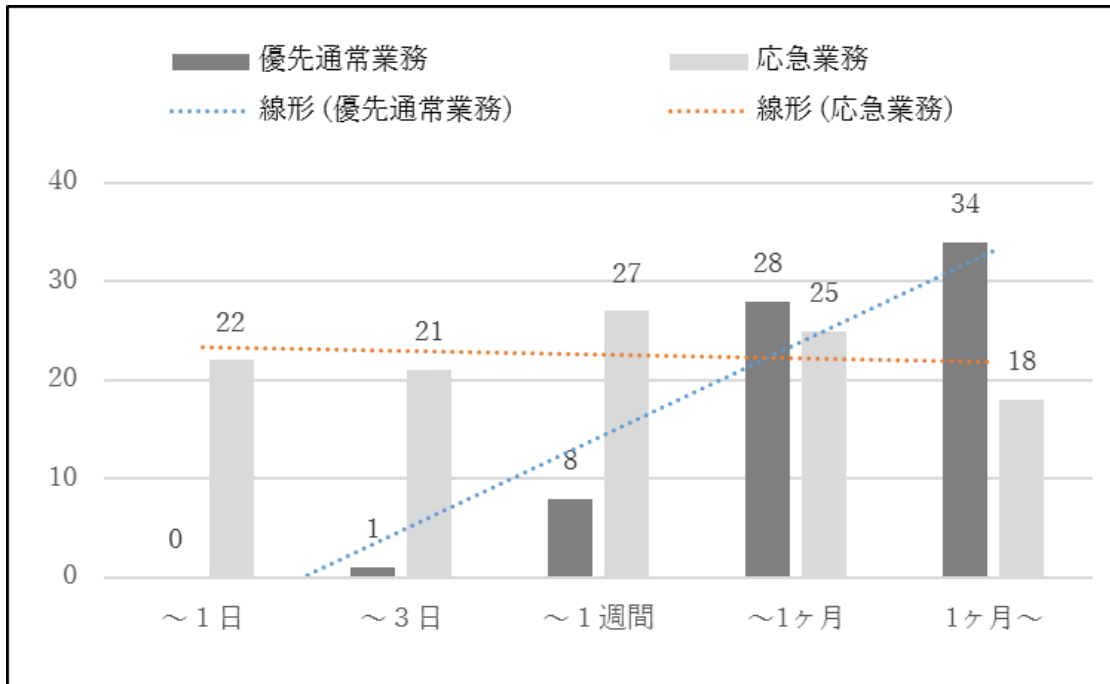


図 4-1 7 実施期間別非常時優先業務数

第5章 事前対策計画

第1節 非常時優先業務遂行上の課題と対策の方向

非常時優先業務を遂行するうえでの課題は、態勢や執務環境、組織全体の対応力の確保など、区本部運営の「全般事項に係る課題」と、各部が業務を遂行するための要領や必要な資源、各部の専門的な対応力の確保などの「個別事項に係る課題」とに大別できる。

それぞれの課題と対策の概略は、次のとおりである。

なお、「個別事項に係る課題」は、別に、各部における事前対策計画としてその具体的な内容を検討している。

表 5-1 非常時優先業務遂行上の主な課題と対策

項 目		主 な 課 題	対 策	
全般事項に係る課題	1. 態勢	初動態勢の確保	○勤務時間外に大規模地震等が発災した場合は職員の参集に一定時間を要する	○「緊急非常配備態勢」の対象職員指定の考え方を定め、訓練等を実施する
		本部の運用態勢の確保	○災害対策本部の運用態勢を具体化する必要がある	○「災害対策本部事務」の体制等を確立し、環境を整える
		受援体制の構築	○膨大なマンパワーを要する業務についての対応検討が不足している	○区本部内における応援要請の流れを定める
	2. 執務環境	耐震化の実施	○特別出張所で耐震化が未だ実施されていない施設がある	○計画に基づき、耐震化を継続的に実施する
		執務室の安全対策	○機器類の転倒防止・ガラスの飛散防止措置が実施されていない部分がある	○未実施部分の転倒防止措置やガラス飛散防止対策を計画的に推進する
		代替施設の検討	○区役所機能を有する各庁舎が被災した場合、代替施設が必要となる	○災害時に使用することが可能な施設を洗い出し、活用を検討する
		電力の確保	○非常用に確保すべき電力が十分でない施設がある	○引き続き、供給量確保、配分のあり方について検討する
	3. 情報システム	情報システム機能の確保	○未固定の機器類がある ○運用を外部事業者へ依存している	○機器転倒防止対策を実施 ○外部事業者への協力依頼、外部データセンター活用の検討
	4. 組織的な災害対応力	教育・訓練計画の策定	○教育・訓練のあり方やスケジュールなどの計画がない	○教育・訓練を検討し、実施計画を策定する
		教育・訓練の機会の確保	○全庁的な教育・訓練の取り組みが定まっていない	○区全体の教育・訓練の内容を検討し実施する
個別事項に係る課題	5. 資源	業務遂行に必要な資源の確保	○災害時に業務を遂行するために不可欠な資源を確保するための取り組みの実施が必要	○「技能・スキル」を有する職員が被災した場合の代替者を定め、教育・訓練を行なう
	6. 業務の実効力	マニュアルの充実	○業務内容の詳細や実施手順が定まっていないものがある	○実施手順の詳細を検討し、マニュアルを策定する
		業務遂行能力の習得	○各部課で、能力向上を図るための取り組みを確実に計画的に実施する必要がある	○個別の事前対策計画に基づき、業務遂行に必要な知識・技能を習得する機会を設け、研修等を実施する。

第2節 各項目に対しての現状と課題及び対策の方向

1. 態勢について

1-1. 初動態勢の確保

(1) 現状

- 災害時の職員の配備については、要綱に、態勢の種類と基準が示されている。夜間又は休日等に、区内で「震度5強以上」の地震が発生した場合は、概ね全職員の1/2の職員等に対して、また、勤務時間外に「震度6弱」以上の地震が発生した場合は所属職員の全員に対して、本部長の指令を待たずに、動員指令が発令されたものとみなすものとなっている。

(2) 課題

- 勤務時間外に大規模地震等が発災した場合は、職員の参集に一定時間を要することや参集は被災状況にも左右されることから、必ずしも予測通りの参集は見込めない。
- 初動期の職員参集状況には、各部課にバラツキがあり、中には幹部職員が参集できない可能性がある部課もある。
- 職員は毎年人事異動があるため、多くの職員の参集先や参集時間などは常に変更されるため、参集予測の状況についても常に変化が生じる。

(3) 対策の方向

- 迅速かつ適切な職員の参集による早期の初動態勢の確保を目指し、訓練等を通じて職員及び各所属組織における初動対応における習熟を図る。
- 「緊急非常配備態勢」の対象となる職員に関しては、参集場所の指定について、定期的（必要に応じて）に更新し、その周知徹底を図る。
- 全職員を対象とした参集予測を定期的（年1回程度）に実施し、その結果の周知を図る。また、これを踏まえて各部課において初動態勢のあり方や、職員間の応援の要否など業務推進体制を検討する。
- 職員が参集先や役割を理解し、災害発生初動期に適切な行動を実施出来るよう「緊急非常配備態勢」の対象となる職員指定の考え方を定める。
また、規定上に齟齬が生じないように整理する。
- 災害発生初動期に各部課の幹部職員が不在などにより参集できない場合を考慮し、代替職員を定める。

1-2. 対策本部等の運用態勢の確保

(1) 現状

- 本部の態勢については、要綱をはじめ、規則及び区地域防災計画において、本部の組織体制やその運用、職員の配備等に係る基本的事項が記載されている。

(2) 課題

- 全庁的な取り組みを必要とし、各部課や関係機関との迅速な調整が長期的かつ連続的に求められる大規模な災害に対する災害対策本部の運用態勢をより具体的に検討し、必要な環境を整備する必要がある。
- 副区長、危機管理室長、各部長などの職位につく者が被災した場合の代替者を定め、組織体制を確実に確保するための準備を行う必要がある。

(3) 対策の方向

- 適切かつ効率的な本部会議の運営支援を行うとともに、災害時の区の対策事務全般を実施する「災害対策本部事務局」を位置づけ、事務部門の体制及び運営要領を確立する。
また、事務を効果的に推進するための場や配置、必要な設備・機材等の環境のあり方を検討し、運用態勢を整える。
- 「災害対策本部事務局」の位置づけとの関連から、「区長室（災害対策本部会議室）」の運営要領を改めて検討し、その要領を確立するとともに、会議を効果的に推進するために必要な設備・機材等の環境のあり方を検討し、運用態勢を整える。
- 副区長、危機管理室長、各部長などの職位につく者の役割を担う代替者について検討し、あらかじめ定めるなどして運用態勢を整える。

1-3. 受援体制の構築**(1) 現状**

- 想定をはるかに超える膨大な業務に対するマンパワーを確保する方法として、規則及び区地域防災計画では「他部への支援に関すること。」及び「他の地方公共団体からの応援職員の配備に関すること。」と記載されている。
- 災害の被害状況等によって、自衛隊、東京都、他自治体、協定団体等に支援を要請することが区地域防災計画に記載されている。

(2) 課題

- 他自治体等から派遣される応援職員は、発災直後からローテーションを組んで比較的短期間のスケジュールで応援に来るケースが多く、その応援職員の支援を得て、効果的に非常時優先業務を推進する必要がある。
- 災害時に実施している業務に対して支援が必要な場合に、部内又は他部に応援を要請する際の流れを定める必要がある。
- 災害時には、事前に応援協定を締結していない自治体や民間団体などからの応援も多く想定される。東日本大震災では、応援職員等の受入窓口が不明確であったため、迅速かつ円滑な対応が困難なことがあった。

(3) 対策の方向

- 各部において、応援が必要な場合、当該業務の規模、状況、必要人数等の詳細を記載・提

出することで、各部の応援ニーズの明確化を図る。

- 各部における応援ニーズの情報を適宜収集及び集約することで、区本部内における要員調整、他自治体等に対する応援要請、既に派遣された他自治体等の応援職員の配置が的確に実施する。
- 一般ボランティアの受付窓口は、災害ボランティアセンター、専門ボランティアの受付窓口は、関係部と定められていることから、他自治体、民間団体等からの応援を受け付ける窓口の設置を検討する。

2. 執務環境について

2-1. 耐震化の実施

(1) 現状

- 現在、区の公共建築物は、約 637 棟で、うち国、都の推計方法に準じて推計すると、耐震性を有する区公共建築物は、約 620 棟であり、耐震化率は約 97.3%と見込まれている。(平成 26 年度末現在)。

表 5-2 区の公共建築物の耐震化の現状

用途		昭和 56 年 以前の建 築物	昭和 57 年 以降の建 築物	建築物総 数	耐震性を 満たす建 築物数	耐震化率
共 防 建 災 築 上 物 重 要 な 区 公	本庁舎	0	1	1	1	100%
	地域庁舎	0	5	5	5	100%
	特別出張所	6	12	18	16	88.9%
	避難所	271	87	358	358	100%
	福祉避難所	7	14	21	20	95.2%
小計		278	119	403	400	99.25%
上記以外の公共建築物		133	103	236	222	94.0%
合計		417	222 (220)	639 (637)	622 (620)	97.3%

※ 地域庁舎と特別出張所とで 1 棟、特別出張所と避難所とで 1 棟の建築物があるため、実際の合計棟数は () 内のものとなります。

(2) 課題

- 区地域防災計画で防災拠点施設として位置づけられている区公共建築物のなかには、耐震化が未だ実施されていない施設がある。

(3) 対策の方向

- 「大田区耐震改修促進計画 (平成 28 年 3 月) に基づき、耐震化を継続的に実施する。
- 耐震化されていない施設をはじめ、耐震化していても地震の状況によって使用が不可能になる施設があることもあることを踏まえ、代替施設を定める。

2-2. 執務室の安全対策

(1) 現状

- 本庁舎の各執務室における書庫・キャビネット・什器などのオフィス家具は、ほとんどが備え付けの固定である。文書・物品は壁面収納としており、窓口カウンターや内部にやむを得ず物品庫等を設置する場合は、90 cm程度の低いものとするよう推奨しているため、原則として、その倒壊や転倒防止対策はなされており、安全対策は実施済みである。

(2) 課題

- 本庁舎のPC・OA機器について、その転倒防止対策やガラスの飛散防止措置が十分でない。
- 地域庁舎や特別出張所のオフィス家具やPC・OA機器について、その転倒防止対策やガラスの飛散防止措置が十分でない。

(3) 対応の方向

- 防災拠点施設として位置づけられている、本庁舎、地域庁舎及び特別出張所のオフィス家具やPC・OA機器転倒防止措置やガラス飛散防止対策を推進する。

2-3. 代替施設の検討

(1) 現状

- 災害後の活動拠点となる区施設においては、耐震工事等の実施により耐震性能を確保している。

(2) 課題

- 熊本地震のように強い揺れが複数回発生した場合、区有施設の使用が困難になるおそれがある。

(3) 対策の方向

- 本庁舎、地域庁舎及び特別出張所以外の区施設において、災害時の利用状況を整理し、代替施設となりえる区有施設を洗い出し、施設設備を勘案の上、代替施設に設定した場合の利用用途を検討する。
- 区内施設のうち、耐震性能や一定の広さを有する施設の事業者と施設利用の協力に関する協定を締結する。
- 区内防災関係機関においても代替施設を設定されている可能性があるため、必要に応じて確認する。

2-4. 電力の確保

(1) 現状

- 現在、災害用非常発電設備を設置している施設は、次のとおりである。

表 5-3 区の公共建築物の非常発電設備の現状

設置施設名	基本事項			
	出力	燃料・容量 (ℓ)	作動時間	備考
本庁舎	防災用：1000KVA 災害用：300KVA	重油 12,500+1,800	72	作動時間は 災害用
大田区産業プラザ	防災用：375 KVA	重油 1,000	3	
ニッセイアロマスクエア	1600kW	重油 600	—	
大森地域庁舎	防災用：100 KVA 情報シス用：300KVA	軽油 8,900	72	作動時間は 情シス用
調布地域庁舎	150KVA	軽油 950+8,000	72	
入新井特別 出張所	防災用：500KVA		—	作動時間は 未検討
六郷特別出張所	10KVA	軽油 198	—	作動時間は 未検討

(2) 課題

- 2ヶ所の地域庁舎及び16ヶ所の特別出張所については、災害用非常発電設備が確保されていない。
- 基幹情報システムがある大森地域庁舎など、非常用に確保すべき電力が十分でない施設がある。
- 災害用非常発電設備を備えている区施設において、電力容量がひっ迫する状況での優先使用が検討されていない。
- 災害用非常発電設備を動作させる燃料の供給先である協定団体の備蓄分が枯渇した場合、危機的状态に陥る可能性がある。

(3) 対策の方向

- 防災上、重要な区公共建築物として位置づけられている地域庁舎や特別出張所のうち、災害用非常発電設備が確保されていない施設については、停電時等に備えた電源確保の必要性について検討する。
- 東日本大震災では、自衛隊からの燃料供給にドラム缶が活用されたこともあり、危険物を貯蔵する又は取り扱うことを検討する。
- 災害用非常発電設備の供給量確保、配分のあり方については、引き続き検討を行う。

3. 情報システム機能の確保

(1) 現状

- サーバ等の重要なコンピュータ機器は、固定措置などで耐震性を図っている。
- 停電時でも、基幹系システムの一部が運用できるよう、災害用非常発電設備などの整備を図り、その対策を一定程度図っている。
- 情報システム課マシン室で扱っている各種システムのデータについては、定期的(月2回)に外部保管によるバックアップを行っている。

(2) 課題

- 未固定のサーバや、ディスプレイ及びプリンタなどの機器類は、転倒、落下等により故障する可能性がある。
- サーバ機器は、転倒がなくても、地震による揺れなどの影響でディスク等が故障するなどして、正常に稼働しない可能性もある。
- 停電時に災害用非常発電設備が稼働したとしても、電力供給不足により全ての機器や空調設備に十分な電力が供給できない。
- システム機器や電力に問題がなくても、外部の通信回線が確保されないことにより、情報システムが活用できない可能性が高い。
- 情報システムの運用は、その多くを外部事業者に依存しているため、災害時の復旧作業が外部事業者の確保の有無や事業者の対応の迅速さに左右される。

(3) 対策の方向

- 固定されていない機器等に関しては、引き続き機器転倒防止対策を実施する。
- 基幹系システムが新設されたことをも考慮に入れ、災害用非常発電設備による電力が限られた機器にしか供給できないことを踏まえ、その優先順位を検討する。
- 情報システムの全てが一定期間停止することを十分に考慮した各部課における区民サービスの確保対策を検討する。
- 発災後の早期復旧に備え、外部事業者等の復旧への協力依頼に努める。
- 災害時に業務を継続することの重要性の面から、各部課で優先復旧を要する業務については、外部データセンターを活用することも視野に入れ、その対策を検討する。

4. 組織的な災害対応能力の向上について

4-1. 教育・訓練計画の策定

(1) 現状

- 防災面で実施すべき教育・訓練について、総務部防災危機管理課が年度の事業計画の中で年間を通じ実施予定の訓練の計画を定め実施している。

(2) 課題

- 組織的な防災能力を向上させていくための教育・訓練のあり方や、訓練手法、計画的な訓練実施のための基本スケジュールなどの計画は定まっていない。

(3) 対策の方向

- 組織の防災能力を継続的かつ段階的に向上させていくための教育・訓練の考え方、組織として必要不可欠な教育・訓練を検討し、その実施計画を作成する。

4-2. 教育・訓練の機会の確保

(1) 現状

- 区の組織的な災害対応能力向上のため、防災関係機関を交えた大田区合同水防訓練や職員防災訓練（本部運営訓練）が実施されている。
- 出張所管内において、区民を対象とした総合防災訓練が、毎年3ヶ所で行われている。
- 緊急非常配備態勢の対象となる職員を対象に、参集場所への参集を想定した訓練等が実施されている。

表 5-4 主な定例訓練

実施時期	主な定例訓練
5月	・大田区合同水防訓練
9月	・職員防災訓練（本部運営訓練） ・総合防災訓練（出張所管内×4ヶ所）
1月	・本部運営訓練

(2) 課題

- 組織として共通に認識したり、習熟しておく必要がある教育・訓練の内容が定まっていない。
- 災害対応マニュアルで整備している事項のうち、災害対策本部の運用など、各部課が連携しながら、組織的な活動を行うこととなる業務に関しては、その実効性を検証する必要がある。
- 新規採用職員に対する防災・危機管理面の教育や学習機会を提供する必要がある。

(3) 対策の方向

- 区の組織の防災能力を向上させていくための教育・訓練の内容を検討し実施する。
- 災害対応マニュアルの組織的な連携活動を要する部分に関しては、訓練等を実施し、その記述内容を検証する。
- 新規採用職員に対して、災害発生時等の行政職員としての心構えや基本的な行動のあり方などについての学習機会を設定する。

第6章 参考

第1節 計画の運用に係る基本事項

1. 業務継続管理（BCM）について

業務継続計画等の運用は、業務継続を区の日常業務に取り込み、区職員一人ひとりに根付かせるための活動である。区は、区BCP（震災編）及び関係する計画を継続的に実施・改善するため、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・見直し（Act）のPDCAサイクルを用いた業務継続計画の運用のしくみを構築し、「業務継続管理計画」に定める。

2. 教育・訓練について

地震発生後の混乱した状況下にあっても、区職員の責務として、迅速かつ的確に対応できるよう、区は、業務継続力を継続的に維持・向上させていくことが重要である。このため、業務継続体制及び災害対応の内容等を区職員等に周知・浸透させることを目的に、職員等に対し、役割や職員の異動などの時期、現状の課題等を考慮したうえで、年間を通して計画的に教育・訓練を実施するものとする。教育・訓練の取り組みの基本的な考え方については、「業務継続管理計画」に定める。

第2節 災害時行動計画

1. 災害時行動計画について

災害時行動計画は、区地域防災計画、区震災復興マニュアル及び区BCP（震災編）に基づき、実施すべき災害対応行動及び復旧・復興対応行動の方針及び具体的な行動内容を総合的にとりまとめたものである。

なお、区地域防災計画の改定、優先通常業務の見直し、被災地の対応事例等により、対応方法に変更が生じた場合又は新たな非常時優先業務に取り組む必要がある場合、災害時行動計画を更新する。

区組織体制の変更時や災害が発生した後においては、災害時行動計画の見直しを図り、適宜、適切に改善する。

2. 内容維持の留意点

非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行することを目的に、次の点に留意し、より実効性のあるものにするため、災害時行動計画を改善する。

- 応急対策業務の内容を検討し、手順を明確にする。
- 業務の主担当者及び関係部・課等を明確にする。
- 業務の標準化を行うため、様式・チェックリストを活用する。
- 業務における上級者のもつノウハウを明文化し、共有する。
- 実災害の教訓を活用する。
- 簡潔に、わかりやすく記載する。
- 組織変更時、訓練後、実際に災害が発生した後等を機会に、定期的に内容の見直しを図り、関係部間で共有する。
- 優先通常業務の手順書を作成し、資料編として紐付ける。

第3節 用語集

本計画書で使用している主な用語について、次のとおり定める。

1. 業務継続 (BC : Business Continuity)

危機発生時であっても、区民の生命・身体及び財産を守り、社会機能を維持するため、中断が許されない業務又は中断したとしても早期に復旧・開始する活動をいう。

2. 業務継続計画 (BCP : Business Continuity Planning)

業務継続や早期復旧を実現させるために、事前に対応の考え方と、準備として取り組む対策事項を定めた計画のこと。

3. 業務継続管理 (BCM : Business Continuity Management)

業務継続計画を策定し、継続的に運用していく活動や管理のしくみのこと。

4. 事前対策計画

業務継続の実効性を高めるため、業務継続活動の中で明らかになった課題に対する改善の取り組みを定めた計画のこと。

5. 非常時優先業務

区民の生命・身体及び財産を守り、区の社会機能を維持するため、区として実施すべき業務をいう。

6. 継続的改善

大田区の業務継続方針と整合して、全体的な業務継続の実効性の改善を達成するためにBCMを実施し、危機管理能力を向上させる繰り返しのプロセスのこと。大田区においては、PDCA(Plan、Do、Check、Act)サイクルを活用し、実施する。

7. 資源

非常時優先業務を遂行するうえで必要な物的資源(建物・施設・設備・情報システム・電力・通信・インターネット・)や人的資源(職員、外部委託業務所等)をいう。

8. 業務着手時間

業務(本格的な業務の開始に向けた準備)に取りかかる時間のこと。

9. 業務開始目標時間

業務中断に直面し、業務実行水準が低下した際に、本格的な業務開始の目標とすべき時間のこと。(一定程度の効果を見込むべき時間)

10. 災害時行動計画

地域防災計画及び業務継続計画で定めた業務について、行動方針や行動内容を具体的に分かりやすく記載した手順書のこと。

11. 優先通常業務

通常業務のうち、業務継続の優先度の高い業務をいう。

12. 応急業務

災害発生後に新規で発生する災害対応業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務をいう。

大田区業務継続計画 <震災編>

平成30年4月 第2版

編集・発行 大田区 総務部防災危機管理課
〒144-8621
東京都大田区蒲田五丁目13番14号
電話：03-5744-1111（代表）
